

令和2年第1回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和2年3月2日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和2年3月3日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1番 尾 崎      光 君 | 2番 安 竹      正 君    |
| 3番 光 岡 美 里 君    | 4番 主 枝 幸 子 君       |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君  | 6番 柚 木      喬 君    |
| 7番 出 下      孝 君 | 8番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9番 大 田 直 樹 君    | 10番 中      雅 洋 君   |
| 11番 中 川 ゆかり 君   | 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|          |              |
|----------|--------------|
| 町      長 | 吉 田 隆 行 君    |
| 副 町 長    | 財 満 芳 洋 君    |
| 教 育 長    | 太 田 耕 樹 君    |
| 技      監 | 荒 木      勲 君 |
| 総 務 部 長  | 新 木 之 博 君    |
| 民 生 部 長  | 中 村 政 愛 君    |
| 教 育 次 長  | 河 本 和 彦 君    |
| 総 務 課 長  | 藤 本 大 一 郎 君  |
| 企画財政課長   | 車 地 孝 幸 君    |
| 税務住民課長   | 大 畠 英 司 君    |
| 民 生 課 長  | 宮 本 隆 一 君    |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 秦 正 憲 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |        |                                               |
|------|--------|-----------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                                        |
| 日程第2 | 議案第10号 | 「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」                |
| 日程第3 | 議案第11号 | 「坂町監査委員条例の一部改正について」                           |
| 日程第4 | 議案第12号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」       |
| 日程第5 | 議案第13号 | 「地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第6 | 議案第14号 | 「坂町災害見舞金支給条例の一部改正について」                        |
| 日程第7 | 議案第15号 | 「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」                   |
| 日程第8 | 議案第16号 | 「坂町葬祭料条例の一部改正について」                            |
| 日程第9 | 議案第17号 | 「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員                        |

の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の  
廃止について」

- 日程第10 議案第18号 「令和2年度坂町一般会計予算」  
日程第11 議案第19号 「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」  
日程第12 議案第20号 「令和2年度坂町下水道事業特別会計予算」  
日程第13 議案第21号 「令和2年度坂町介護保険事業特別会計予算」  
日程第14 議案第22号 「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。

これから定例会2日目に入り、一般質問に入ります。議員各位におかれましては、再質問は5問までとなっておりますけれども、それぞれの質問事項をしっかりと踏まえた上で、要点を絞って再質問をお願いをいたします。

また、傍聴席の皆さん、ようこそおいでいただきました。新型コロナウイルス感染予防対策のさなかであり、さまざまな環境の中で大変なことではありますが、町民の皆さんにおかれましては、それぞれができることをしっかりと対応していくことが大切と考えております。

また、坂町では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、町民の皆さんの健康を守るため、国、県、関係機関と密接な連携をとりながら、感染症対策に取り組んでいるところでございます。

これから一般質問に入りますけど、お手元の資料に基づいて、順次、進めてまいりますので、よろしくをお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から12間の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

4番主枝幸子議員から「避難所の環境改善」について質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「避難所の環境改善」についてお伺いします。

町で指定されている避難所は、被災直後の緊急避難に充てられるとともに、被害が拡大した場合の最終避難場所であり、危険が去った後でも家屋の倒壊、焼失等により、生活の場所を失った被災者の臨時的な宿泊、滞在の場所となります。

坂町地域防災計画では、避難所の開設、運営についてあらかじめ計画を策定し、マニュアルの作成、訓練を通して避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努めるとあります。

これまでに災害があった県、市町村の避難所がどのように改善されているのか検証しつつ、多様なニーズに応えられるよう、避難所の環境整備、運営方法の改善を図るため、一昨年の災害での対応を踏まえ、どのように取り組んでいくのか、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「避難所の環境改善」の件についてお答えをいたします。

議員さん御質問の、避難所の環境整備、運営方法の改善を図るため、どのように取り組んでいくのかでございますが、一昨年の豪雨災害の経験を踏まえ、住民の方に早目の避難をしていただくため、土砂災害による被害が想定される区域を住民の方へ地図により示した土砂災害ハザードマップの作成に取りかかっております。

また、避難情報の入手手段として、防災行政無線の屋外スピーカーの増設や戸別受信機の無償貸与など、情報伝達の強化を図っております。

避難場所につきましては、避難する距離を考慮して、4カ所増やしたことや、暑さ対策として、避難場所となっている各小中学校の教室へエアコンを設置し、快適に過ごすことができるように整備をいたしました。

また、交通網の寸断により物資が届きにくかったこともあり、これまで備蓄品は町内1カ所に備蓄しておりましたが、備蓄品の一部を坂地区、横浜地区、小屋浦地区に分散して備蓄をしております。

さらに、高齢者の方が立ち上がり等の動作の負担を考慮して、来年度には4カ所に簡易ベッドを10台ずつ計40台配備する計画といたしております。

避難所運営方法につきましては、このたび坂町地域防災計画の見直しを行い、避難

場所を迅速に開設し、避難所の運営は役場全職員でさらなる連携をとって対応してまいります。

しかしながら、大規模な災害になると、町の職員だけでは手が行き届かなくなることから、避難されている方を初め、地区住民福祉協議会の方々の御協力をいただきながら、避難所を運営してまいりたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 答弁を聞きまして、いろいろ環境改善に取り組んでいらっしゃると感じています。

そこで、初めに女性の目線でお聞きします。

全ての避難所に女性の更衣場所や授乳室など事前に決めておくなど、女性の視点に立った取り組みも必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

避難所によっては授乳室や更衣室がある施設もございます。また、学校では空き教室を利用していただくとか、体育館で間仕切りなどの目隠しをして対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 全ての避難所に早目に準備していただきたいと思います。

そこで、2番目に、この質問は、議長が初めにウイルスの対策本部を設けられたということで、私、今、知らなかったもので、あえて質問します。

災害時には多くの被災者が集まりますが、今、問題になっているウイルスなど感染症予防対策はできているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

避難所にはアルコール消毒液を配置いたします。また、手洗い、うがいの励行や、また、せきエチケットの注意喚起、その他、また窓をあけたりとかの空気の換気、そういった対策をとっていきますけれども、インフルエンザなんかにかかった方がいらっしゃいましたら、感染専門医に相談をして、個室に移っていただくような対応をと

ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 避難者の健康を守ることを最優先に対応していただきたいと
思います。

次に、家族とともに暮らすペットは、家族の一員として家庭の中に溶け込んでおり、
避難が必要になった場合、ペットを置いて避難する状況は考えにくいと思われます。

反面、避難所に入れた場合、ペットの鳴き声やにおいなど、ほかの避難者からの苦
情もあったと聞いております。

昨年の災害では、町はどのように対応を行い、また、そうした経験も踏まえ、ペッ
トの同行避難や受け入れ対策について、どのように取り組んでいるのかをお聞きしま
す。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

ペットの避難でございますけど、避難されとる方には動物アレルギーをお持ちの方
もいらっしゃいます。ですから、避難された人は、同室ではございませんが、屋根の
下などにペット専用の場所を設けて体制をとっていきたいと思っておりますので、同室では
ございませんが、そういった避難所にペット専用の場所を設けて対応したいと考えて
おります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） お互いに思いやる気持ちを持てる環境づくりをしていただき
たいと思います。

それから、答弁にありましたが、備蓄品の一部を坂地区、横浜地区、小屋浦地区に
分散して備蓄していると聞きましたが、一部の備蓄品はどこに備蓄されているのか。
特に小屋浦地区では交通網の寸断が非常に心配されております。

また、大きな災害のときには、一部だけの備蓄ではなく、多くの備蓄品が必要と思
います。そこで、多くの備蓄ができる備蓄倉庫が必要と考えますが、町のお考えをお
聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

昨年度から10カ所の避難所に、水、毛布を備蓄しております。そして、小屋浦地区は道路が寸断したこともあり、小屋浦にアルファ化米とか食料品を備蓄しております。ただ、どうしても数が限られておることから、皆さんには避難していただくときに避難持ち出し袋を持参していただくように皆様にお知らせしておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 小屋浦は多くの備蓄品が必要と私は考えますと言いました。

そこで、多くの備蓄ができる備蓄倉庫を考えてもらえないでしょうか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

皆さんの備蓄品となるとかなりの倉庫が、大きなものが必要となると思います。今現在、小屋浦小学校の教室に、一つの教室なんですけども、そちらのほうで備蓄品を置いて対応しております。

これからまた、小屋浦保育所ができたりして、小屋浦の小学校がまた教室が使えるようなことがあれば、そちらのほうも利用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「SDGs（持続可能な開発目標）への町の取り組みについて」質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「SDGs（持続可能な開発目標）への町の取り組みについて」お伺いします。

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193カ国が平成29年からの15年間で達成するために掲げた国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現させるため、誰一人として取り残されない社会の実現を目指し、世界各国が一丸となって達成すべき17の目標と、それを実現するための169の具体的な目標及び232の指標で構成されています。

17の目標は、貧困や飢餓、健康福祉、質の高い教育など、世界にある課題を解決

するための目標であり、これらの具体的数値を地方自治体や民間企業で政策や事業に取り入れる動きが活発化しています。

平成30年には政府が自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みを公募し、すぐれた取り組みを提案する29都市を「SDGs未来都市」として選定、先導的な取り組み10事業を「自治体SDGsモデル事業」として取り組みを支援し、広島県も選定されました。

そこで、坂町においてもSDGsを取り入れたまちづくりや普及啓発を考えてはいかがでしょうか。町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「SDGsへの町の取り組みについて」の件についてお答えをいたします。

SDGsは誰一人取り残さない社会の実現を目指し、貧困を終わらせ、全ての人が平等な機会を与えられ、地球温暖化を壊さずに経済を持続可能な形で発展をさせ、よりよい生活を送ることができる世界を目指すため、17の目標と169項目の具体的な目標が掲げられており、世界中の国々がその達成を目指しています。

これらの目標は、少子高齢化、環境問題、頻発する自然災害、貧困・格差などの課題に直面する国及び地方自治体にとっていずれも容易ではないテーマであり、国、地方自治体の取り組みはもとより、住民、事業者等が自分のこととして解決に向け働きかけることが必要であります。

本町では、本年9月策定を目指した第5次長期総合計画について、昨年から各種団体ヒアリング、住民アンケートの実施、坂町まちづくり懇談会を開催するなど、計画策定に向け準備を進めております。

先月19日には、坂町まちづくり懇談会から第5次長期総合計画策定に向けた提言をいただきました。この提言の中にSDGsについても触れられており、「坂町においても、検討することが必要であり、第5次長期総合計画では、可能な限り取り組んでいただきたい」とありました。

現在、本町では、町民一人一人が健康で生きがいを持った生活を送れることができるよう、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進しておりますが、このことはSDGsの目標の中の「全ての人に健康と福祉を」に該当いたします。

また、生活保護世帯、低所得者世帯の経済的自立と生活意欲の向上を図るための坂

町福祉事務所の取り組みについては、SDGsの目標の中の「貧困をなくそう」に該当いたします。

さらに、地球温暖化対策として防犯灯のLED化を進めており、来年度は町民ひろばの照明器具のLED化を実施をいたしますが、このことはSDGsの目標の中の「気候変動に具体的な対策を」に該当いたします。

このように、現在、既に本町が取り組んでいる施策は、SDGsと共通する部分が多くあります。

また、坂町まちづくり懇談会からの提言を受け、これから第5次長期総合計画の策定作業を本格化させていきますが、提言にありましたように、SDGsの要素を取り入れ、各施策に目標数値を掲げた計画となるよう検討してまいります。

普及啓発につきましては、SDGsは世界全体の共通目標であることから、行政だけでなく、住民の日常生活や民間事業者及び各種団体のそれぞれの事業及び活動において自主的なSDGsの推進に資する取り組みが必要であり、広報さかやホームページへの掲載などを通じて広く普及啓発していきたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 今後の各施策にSDGsの要素を取り入れていただけるとうことで、大変心強い思いで聞かせていただきました。

それで、答弁いただいたように、町政が目指している方向性は、SDGsが掲げている目標と共通していて、言いかえると、世界的な動きと合致していることがわかるかと思えます。

坂町まちづくり懇談会においても、SDGsに触れておられるなど、坂町においても広がりを見せ始めているのかなと感じました。

一方で、SDGsそのものの認知は現在はまだ余りなされていない状況ではないかと思えます。

そこで、職員におけるSDGsの浸透というものは、現在、どのぐらいの状況なのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

職員に対するどのような浸透かということなんですけども、町長の答弁でありまし

たように、先月、坂町まちづくり懇談会から第5次長期総合計画への提言ということで、議員の御質問ありましたように、SDGsの取り組みについても提言がされているところでございます。

これを踏まえ、それぞれ、現在、坂町がやっている施策はSDGsの各目標に通ずるところがあるんですけども、今後、職員のほうにも、この提言を受け、今の第5次長期総合計画を策定していくわけですけども、そういったその視点を持って策定するということがありましたんで、職員のほうにもそのような提言がなされたということ報告し、今後、策定していく第5次長期総合計画についても、町長の答弁にありましたように、各施策に目標数値を持って、現在の第4次長期総合計画には特に目標数値を掲げておりませんが、第5次長期総合計画では、そういった各施策の目標数値を掲げ取り組んでいく。そのことを各職員のほうにお知らせし、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） ということは、これからSDGsについてそのものも普及啓発していかれることだろうと思いをながら聞かせていただきました。

それであれば、目標数値をつくっていくためには、まずはこのSDGsというものそのものを知っていく必要もあろうことかと思えます。そのための普及啓発について的手段や計画といったものはどのように御検討されるでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

特にSDGsの取り組みに特化して、職員に啓発していくということは、既に取り組んでいる事業ももちろん多々ありますので、特にSDGsに特化して啓発していくような計画はございませんけども、今、町長の答弁のあった以外にも、例えばSDGsの目標の中の住み続けられるまちづくりをいうことであれば、今、砂防堰堤とか、今の町道、県道坂小屋浦線でありますとか、循環バスでありますとか、そういった坂町で住み続けられる環境整備をやっているとか、その辺のそれぞれ各部署が取り組んでいることが、こういった今の世界的な取り組みに通ずるといようなことも説明していきたいと、そのように考えております。今、SDGsに特化した計画というのが特にあるわけではございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） せっかくですから、まずはこういう世界的な取り組みがあって、実は町政でそれに一致している共通したことをやっているんだよということは、知っておいてもいいのかなと思いつながりながら聞かせていただきました。

そこで、SDGsは達成すべき17のゴールそれぞれに、何についてのゴールなのか分かりやすいイラストが描かれたアイコンがつくられています。これは世界共通のものとなっているので、そのイラストを見ただけで、どういうものなのかということが非常にわかりやすい工夫がされてあります。このアイコンを次期第5次長期総合計画の各分野に、この分野はこれに該当するんだよということが取り入れられると、よりわかりやすく理解が進むのではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、今、言われた17の目標が坂町の施策のどの部分に該当するか、その部分もまちづくり懇談会の提言の中で触れられてますので、これにつきましてはどのような形になるか、これから検討していくわけですが、そのようになるかどうかはあれですけども、わかりやすいように、今の世界的な取り組みと、坂町の取り組みが、このような部分でリンクしているというようなことは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では、最後に、このアイコンのことなんですが、例えば長期総合計画もそうなんですけど、各担当課に役場庁舎内に看板があるじゃないですか、それぞれのところに、企画財政課ですとか、民生課ですとか。その看板のところにもアイコンが振り分けられて、ぺたっと張ってあったら、ホームページに掲載したり、広報さかに掲載して普及啓発を図ると答弁いただきましたが、それがまた役場に行ったときに、あっ、ここがこれだねというふうにうまくリンクしていきやすく、普及啓発にもつながるのではないかなと考えるのですが、看板へのアイコンの塗付ですとか、そういう導入というところについては御検討はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

役場庁舎にお越しになられる住民の方にとって、それぞれの御用務があらわれるわけで、今のおっしゃられたこのSDGsの17のアイコンを張りつけることによって、果たして住民の方が目指される、例えば何々課に行きたいというようなところとの関連性が、やることによって、果たして迷いがまた生じるようなこともあるのかなと思ったりします。

確かに国連のこういった開発目標というのは、全世界的な各国が取り組むということで、誰一人取り残さない施策ということではあるわけで、当町にとっても、それらの取り組みが坂町のまちづくりで、坂町が坂町である、30年先も、50年先も坂町であるというまちづくりの目標と、ある部分、合致しているところもあるということは広くというか、広報等では、今後、普及について検討してまいりたいと思いますが、庁舎への先ほど言われた部分については、いろいろ検討をする課題があるかなと思っておりますので、また全般的にそこら辺は検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「災害公営住宅の入居に連帯保証人を不要とすべきでは」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「災害公営住宅の入居に連帯保証人を不要とすべきではないか」の件で質問いたします。

災害公営住宅については、令和2年4月を入居目標として工事が進んでおり、1月17日に入居申し込みが締め切られ、その後、抽せんが2月23日に実施されたと聞いております。つきましては、決定後の要件として連帯保証人2人が必要とされています。

去る1月16日の平成ヶ浜仮設集会所で行われた坂町地域支え合いセンターの会合においては、「入居決定後、保証人がいない、見つからない場合は入居できないのか」など心の負担が重くのしかかり、入居までの道が厳し過ぎるとの意見が出ました。また、ほとんどの人が賛同されました。このことについて見解をお聞きします。

1点目、災害公営住宅に連帯保証人2人や敷金3カ月を一般公営住宅と同じように必要とする理由、根拠は何か。

2点目、他市町においては、被災者支援の観点から、一般公営住宅と災害公営住宅を区別して考え、災害公営住宅には連帯保証人や敷金を不要としているところもありますが、どうお考えか。

3点目、被災町民に対する思いやりとして、連帯保証人を不要とする条例改正等を行ってはどうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害公営住宅の入居に連帯保証人を不要とすべきでは」についてお答えをいたします。

御質問1点目の、災害公営住宅に連帯保証人2人や敷金3カ月を一般公営住宅と同じように必要とする理由、根拠についてでございますが、災害公営住宅につきましては、入居対象者が一般の公営住宅とは異なるものの、管理・運営におきましては、一般の公営住宅と同様となっております。

このため、連帯保証人2人や敷金3カ月を必要とする理由につきましても、家賃滞納のリスク減少や退去時の原状回復が主な理由であり、根拠につきましては、坂町営住宅設置及び管理条例に基づいたものでございます。

御質問2点目の、他市町における災害公営住宅では、連帯保証人や敷金を不要としているところもあることについてでございますが、これらを不要とした主な理由につきましては、民法の連帯保証人に関する規定が見直されたことを踏まえたものと承知をいたしております。

坂町では、災害公営住宅、一般公営住宅におきましても、条例の中で、連帯保証人につきましては、特別な事情があると認められる者、敷金につきましては、特別な事情がある場合に連帯保証人の連署を必要としなかったり、敷金を減免または徴収の猶予ができることとしており、こちらで対応できるものと考えております。

御質問3点目の、被災町民に対する思いやりとして連帯保証人を不要とする条例改正等を行ってはどうかについてでございますが、繰り返しになりますが、連帯保証人につきましては、滞納家賃の支払い、原状回復等、公営住宅の管理・運営上必要であると考えております。

なお、条例改正につきましては、民法改正の趣旨を踏まえ行うこととしているところでございます。

御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 連帯保証人の理由、根拠を示していただきました。

家賃滞納のリスクならば、敷金3カ月で事が足りるのではないかと思うんですが、私の調査では、公営住宅法32条というのがあるんですが、3カ月以上の家賃を滞納した場合は、明け渡しを請求できるというふうなことがされているんです。このことを踏まえて見解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

確かに3カ月以上の家賃を滞納した場合にはということでございますが、敷金3カ月というのは、先ほど議員のほうからもおっしゃられたように、家賃滞納の際にそこからいただいたり、あるいは、原状回復費用としていただくものでございます。

また、それ以上の滞納になった場合には、議員がおっしゃられたように、明け渡し請求等を行って、いわゆる訴訟等の手続を行うということであるというふうに考えておりますが、現状でなかなかそういった訴訟等を行うにしましても、時間とあるいは費用、それから人間的なものもございまして、なかなか厳しいものと考えております。

そのため、それよりは家賃等の滞納の際には、連帯保証人のほうに連絡をすることで家賃がいただけるのであれば、そちらのほうが入居される方にとっても、まだ住み続けることができるということで、こちらのほうが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 答弁にありました特別の事情があると認めるものというふうな文言がありましたけども、これは連帯保証人をつけなくてもよいとされていますが、この特別な事情というのはどういう人を指すのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

特別な事情というのは、個別にさまざまな事情があろうかとは思いますが、一つには、災害などで、今自体、例えば住居に入ろうとした際に、取り急ぎ入らないといけないので、そこらを探す時間とかゆとりとか余裕もないといったようなことも、特別

な事情の一つではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） それを厳格には定めてもらわんと、どの方が特別な事情があるのか全然わからない。

政府が全国的にまとめた特別の事情があるものということで、条件をいろいろと調査した内容があります。まず一点は、生活保護受給者、あるいは2点目に高齢者、あるいは障害者、子育て世帯、親族がいないなどを挙げておるんですが、これらの証明ができるものを添付すれば、連帯保証人をつけなくてもいいんですね、確認します。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

先日の災害公営住宅の入居抽せん会するときでも申し上げましたが、そういった個々に事情がおありの方がいらっしゃるかと思いますので、そこらにつきましては、御相談をいただければ、こちらで考えながら対応のほうをしていきたいというふうに説明のほうはさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 質問の3点目のことについてですけども、国交省の情報によれば、国交省の住宅局長から、連帯保証人の確保が困難な入居希望者への対応で、指導なり勧告が来ていると思います、各自治体に対してですね。その勧告内容は、入居者の努力にかかわらず、連帯保証人が見つからない場合は、保証人の免除などの配慮をしてくださいというて、これは平成8年10月14日付で各自治体に出ているわけです。本町はこのことには従わないんですか。答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

少し議員のおっしゃられておることと、実際の国から出てきているものは通達であると思われまので、意味合いが異なるかとは思いますが、先ほど議員みずからがおっしゃられましたように、努力にかかわらずという文言があろうかと思えます。こういったところを考慮して、先ほどの国交省のガイドラインの中にもありましたが、身

寄りがない場合とか、あるいは、どうしても見つからない場合、個々に事情があるというふうに私も申し上げましたが、そういった事情を勘案して、こちらの坂町のほうでは判断するようというふうに考えております。

坂町のほうが決して国のほうからの通達等に従っていないとか、そういうことではないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最期、質問します。

町長に伺います。

2月28日の全員協議会等々でいろいろと前向きなこともちょっと言われた、いわゆる連帯保証人を1名とするような案が出ておるわけでございますけども、今も入居決定者の皆さんは、連帯保証人を探すのに奔走されているんですね。たしか今月の3月14日には説明会がその分であるということには、やっぱりそういう期限がございます。要は入居決定者には時間がございません。被災者の支援の観点から、本会議で連帯保証人をつけなくてもいいとおっしゃっていただけないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現時点では、今、産業建設課長が述べましたとおりでありまして、いろいろなケースがあり、ケース・バイ・ケースというふうに思いますけれども、どうしてもということになれば、またいろいろ考えていかなければなりません。いずれにしても、我々も一生懸命努力はしますが、入居される方にも、そういう面で、そこを御理解いただきまして、努力をしていただければいいのかなというふうに思っており、現時点では、やはり全町民の負担にもかかわってくることも考慮しながら、それぞれのケースに基づいて判断をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「障害者福祉施設の拡充を」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「障害者福祉施設の拡充を」の件についてお伺いします。

現在、町内には身体・精神・知的に何らかの障害がある方が782名暮らしておら

れます。障害がある方が利用する施設は、通所施設、入所施設、グループホームなどがありますが、唯一町内にある施設は、地域生活支援センターⅢ型の「ワイワイハウス」です。

しかしながら、その施設も手狭になっているために、通所を希望するほとんどの方が町外に通所しているか、入所施設に入っているのが現状です。地域で安心して暮らせる社会を望むのは、誰しも共通しています。町内に通所施設があれば、ショートステイ施設があれば、入所施設があれば、グループホームがあればと、本人やその家族の多くが望んでおられるのではないのでしょうか。

そして、そのような施設が障害のある方々を地域で見守る体制の構築を目指すためにも必要であり、地域福祉や啓発の拠点として重要な役割を果たすと考えます。町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「障害者福祉施設の拡充を」についてお答えをいたします。

国の障害福祉計画の基本指針において、市町村または障害保健福祉圏域内に障害者の重度化、高齢化や、親亡き後を見据え、相談、日中の生活の場の確保、緊急時の受け入れ、対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等を少なくとも1カ所整備することが求められております。

このような中、障害者が親亡き後も、この住みなれた坂町で安心して暮らしていくにはどのような障害者福祉の体制を整えていくのかということが大きな課題であると考えております。

坂町における障害者施設の拡充については、一昨年7月豪雨災害直後から、済生会の特別養護老人ホーム「たかね荘」において臨時的に障害者デイサービスを行い、坂町内の障害者を受け入れたことを契機として、現在、たかね荘が高齢者を対象に行っているデイサービス、ショートステイ及び居宅介護の事業に障害者も利用できる共生型の福祉サービスができるよう、実施主体である済生会が令和2年度中の事業開始を目指し、広島県や坂町等と協議を進めているところでございます。

この取り組みを始まりとして、坂町の実情に応じた創意工夫により、障害者福祉施設の拡充及び障害のある方々を地域で見守る具体的な体制整備について、令和2年度策定予定の坂町障害者計画等にも掲げさせていただき、障害者が地域で安心して暮らせるように、相談、日中の生活の場の確保、緊急時の受け入れ、対応等を地域全体で

支えることができるよう、検討してまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今の答弁をお聞きして、取り組みが始まり、一歩進んだなどという面ではうれしく思います。

昨年3月の定例会で質問しました社会福祉協議会を総合福祉施設にというのは、あくまでも最終的な理想的な案でしたが、このたびはその理想の一環を質問しました。

地域近隣では、民営等ではありますが、自立支援作業所やショートステイを併用できる施設が複数あります。自立支援作業所というのは、通常の事業所への雇用が困難で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、自立した生活や社会生活を営むことができるように就労の機会を提供する場所でもあります。その生産活動やそのほかの活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを効果的に行って、作業を通して集団の中で働く喜びや、適切な支援のもとで豊かな生活体験の場を広めて、思いやりのある人間として心の育成や自立の道を目指すという場所です。

提案ですが、町の施設である北新地運動公園内にある管理棟はすばらしい環境と建物です。現在は町が開催するイベントの資材や用具の倉庫となっておりますが、内装さえ整備すれば、自立支援作業所として十分に活躍できるのではないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

今の北新地のところにある管理棟でございますけども、現在、資材置き場ではなく、各グラウンドゴルフ大会であるとか、大きい大会の休憩所として、また、トイレ等も整備して、そういった関係で使っております。

また、スポーツ少年団の合宿であるとか、川本町の子供たちが来たときなんかの子供たちの食事場所であるとか、そういった形で利用をしておるところでございますので、現時点ではそういったところの利用としては難しいかと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 最適な場所を見つけたと思っていたし、あの管理棟はもったいないなといつも思ってたので、もっと有効活用できないかなという思いがあったので、ちょっと残念です。

質問です。

町長施政方針の中に生きがいをつくり出す社会づくりという中に、障害者が安全・安心して生きがいを持って生活できる地域づくりの実現を目指してとありましたが、さきにも申し上げましたが、障害のある方たちが少しでも自立し、社会と共生するための育成の場が自立支援作業所ではないかと考えます。

現在のように町外に通所するのではなく、町内で地域社会に見守られながら通所、就労できる体制が、将来の親亡き後につながるのではないのでしょうか。そのために町内に自立支援作業所が必要だと思っています。どのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

昨年、私、東広島市の安芸津町の自立支援作業所を訪れる機会がございました。安芸津町では、合併前から社会福祉法人である社会福祉協議会が多機能型事業所として、障害の程度に応じて自立支援作業所を就労継続支援B型というのを運営しておりました。また、日常生活上の支援、生活活動の機会等の提供を行う生活介護というのも行っておりました。運営については地域からのお手伝いをいただいたりというふうにして活発に運営されておりました。

また、ここはさらに高齢者のデイサービスを実施している中で、障害者のデイサービスも受け入れておまして、その中で入浴サービスを行ったり、あと高齢者と障害者が一緒にレクリエーション、歌を歌ったり、カラオケをしたりというのもやっておられるようでした。あと昼食も一緒に食べながら、楽しく世代間交流を行っておるような施設でございました。

このように、サービスの提供を高齢者と障害者が一緒に受けたようなサービスを見させていただきました。既存の施設を有効かつ効率的に使っているものでございました。

このように、県内でもすばらしい事例がありますので、坂町といたしましても、いろんな施設を見せていただきまして、近隣の社会福祉法人やNPOを訪ねまして、坂町における自立支援作業所のあり方を今後考えていって、どのようなものが坂町の実情に応じたものかというのを研究いたしまして、考えていきたいというふうに思っています。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今、課長が答弁されたような作業所こそ、自立に向けた、障害があっても、障害のない人たちと一緒に暮らせる地域社会に一步近づける基盤づくりの場です。ぜひ実現に向けた誘致を積極的に行ってほしいと思います。

次に、答弁にありました、済生会がデイサービスやショートステイ施設をと、町と協議をしているとのことですが、ぜひ実現はしてほしいと思います。私も現実的には済生会で受け入れていただくのが一番よいと考えていたので、とてもありがたいことだと思います。

しかし、済生会が現在行っている高齢者向けの施設と、障害者向けのものとは違いがあると思います。共生型施設について詳しい形態内容や入所施設の有無など、どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

済生会が共生型施設を運営するには、広島県の認可が必要であり、現在、済生会において、その認可に向けての準備をしているところでございます。

御指摘のとおり、高齢者向けの施設と障害者施設では違いがあつて、済生会と広島県との事前協議において、済生会は障害者施設の運営の経験がないということで、長年、障害者施設の運営を行っている施設のほうに研修に行って、済生会の職員が障害者福祉についての勉強をしっかりと開設してくださいというような御指導、御指摘を受けております。

その点につきましては、坂町としてもお手伝いをさせていただいております。お手伝いの内容としては、研修先の施設の紹介とか講師のあっせんということをやらせていただいております。

済生会が、今、行おうとしている共生型の施設については、デイサービス、ショートステイ、それから居宅介護を実施するというふうに聞いております。

なお、最後に質問がありました入所施設の有無についてですが、今回、済生会が行う事業については、入所施設はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） ぜひ早い時期の受け入れ体制の整備を、それと長期入所

も考えていただけるようなことに望みをつなげていただきたいと思います。

質問に入ります。

地域生活支援拠点についての詳しい内容や、時期等はいつごろと考えておられるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

地域生活支援拠点等の内容については、親亡き後も障害がある人が地域で安心して暮らせるように、五つの機能が必要であるというふうに言われております。一つ目は、いつでも、何でも相談できる場所があること、それから二つ目は、緊急時に受け入れてくれる場所、三つ目は、自立に向けた体験ができる場所、四つ目は、それを支える専門的な人材を地域で育てること、それから最後の五つ目は、家族、本人、支援者をつなぎ、地域全体で支える体制をつくることの五つが必要な機能として求められております。これらについては、地域の実情に応じた創意工夫により体制の整備をすることというふうになっております。

この時期についてですが、国の指針においては、令和2年度末までに整備とされておりますが、坂町としては、今回、済生会が高齢者、障害者の共生型の福祉サービスを行うことを契機として、本町の地域生活支援拠点等の体制整備については、国や県の支援、御指導をいただきながら、実現できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今の答弁の内容を聞いておりますと、すごい多様化している内容だと思います。それに対応できるような専門的な人材の配置で、利用する方が心強く安心感を持てる拠点になるよう期待しております。

最後の質問です。

共生型施設や地域生活支援拠点などが整備されることで、前向きな広がりを実現に結びつこうとしていることはすごくうれしいことではあります。やはり最終的にはワンストップ的な総合福祉施設が必要なのではないかと感じます。その中に赤ちゃんから高齢者まで関連した体制や、このたび質問した障害をお持ちの方の施設の整備をされるのが、ノーマライゼーション理念に基づいた理想的な福祉の施設整備ではない

のかという思いが残るのですが、町長はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先般にもそれに似通った質問をいただいたと思うんですけども、全体的なことを踏まえて、また、確かに福祉政策というのは重要でございます。そういう中で、やはり財源の確保をどうするかということもあわせて考えていかなければならないというふうに思っております。

そういう面で、将来、総合的なそういう施設も必要かなというふうには思っております。まして、現時点では、やはり災害対応を一生懸命、今、やっておる最中でありまして、これから、先ほども民生課長が答弁したとおりでございますけども、いろいろ研究をしていきながら、近い将来、そういう施設につきましてもしっかりと前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時10分とさせていただきます。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「ベイサイドビーチ坂のにぎわい創出と観光拠点としての取り組みは」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「ベイサイドビーチ坂のにぎわい創出と観光拠点としての取り組みは」についてお伺いします。

西日本最大級の人工海浜ベイサイドビーチがオープンして21年余り、海水浴やその他のシーズンも多くの人でにぎわっています。

また、一昨年の豪雨災害では、通行どめとなった国道31号の迂回路、災害土砂の仮置き場などとして災害復旧の迅速化に大きな役割を果たしました。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成31年度目標として物販施設などの2施設を整備することとなっておりますが、施設整備は設計中のことで、整備は次年度以降になりそうです。

実際にその施設が完成したとしても、ビーチ全体のにぎわい創出や観光拠点づくりのため、その他の施設整備や運営方法について早急に検討していく必要があるのではないのでしょうか。

ベイサイドビーチ坂にぎわい創出として、マリンスポーツの推進はもとより、復旧に貢献のあったビーチに災害記念碑の設置、夕日が美しいので、サンセットライブ、結婚式、写真展示などでのビーチの魅力づくりが必要です。

ただ、それらを企画・運営していく組織の構築が必要です。現在、みなとオアシス運営委員会がありますが、十分に機能しているとは思えません。坂町最大の観光拠点で交流人口の増大、商工業振興の重要施設としてベイサイドビーチ坂の活用を町ぐるみで真剣に考えてみるのが重要です。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂のにぎわい創出と観光拠点としての取り組みは」の件についてお答えをいたします。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「坂町に住みたくなるにぎわい創出」を基本目標の一つとして掲げ、その施策の中に、ベイサイドビーチ坂に物販等のできる拠点施設や自由通路施設の整備をすることとしております。

ベイサイドビーチ坂の夏季の海水浴以外の利用につきましては、ビーチバレー、ビーチテニス等のビーチスポーツでの定期的な利用や、ビーチバレーフェスタ in 坂実行委員会の主催で、みなとオアシス運営委員会の協力による「ビーチスポーツフェスタ」の開催、住民グループによる「はまきみフェス」の開催等、単発的なイベントのほか、釣り、ウインドサーフィンなどでの利用にとどまっています。

これまでの取り組みといたしましては、ワークショップを開催し、町内外からの訪問者が飲食やレクリエーションを楽しむことができる施設が必要との意見をいただいております。

また、昨年6月には、広島県、坂町、日本ビーチ文化振興協会、みなと総合研究財団の共催による「ベイサイドビーチ坂復興シンポジウム」を開催し、ベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出のパネルディスカッションが行われました。通年でのにぎわい創出を生み出すためには、物販等のできる拠点施設の整備が必要であり、これにより交流人口・関係人口の増加、雇用の創出が見込まれ、町全体の活性化にも大きく貢献できると考えております。

施設整備の内容につきましては、単なる物販施設でなく、水尻地区の避難場所を兼ねる施設とするとともに、背後には水尻ベイサイド遊歩道や天狗岩遊歩道もあることから、海や山といった豊かな自然環境を生かした施設になればと考えております。

また、飲食施設につきましては、瀬戸内の多島美を前面にしたロケーションを生かし、坂町の特産品であるカキなどの海産物を提供でき、海を眺めながらバーベキューをすることも可能な設備を有する施設を検討いたしております。

御質問の企画・運営していく組織の構築が必要についてでございますが、ベイサイドビーチ坂は県が管理する施設のため、県に対し本町の構想を伝え、現在、本町が土地を使用することや、施設管理の運営手法についても整理していただいているところでございます。

町といたしましては、運営手法も含め、施設整備について十分に検討し、当該施設がにぎわいの創出と観光拠点となり、本町の魅力を町内外に情報発信できる施設になればと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 町長の答弁でいろいろとベイサイドビーチの施設等の説明があったんですけども、これは今まで説明を聞いたとおりなんですけども、今年度、基本設計として1千万円予算を組んでおりましたけども、昨日の補正で減額補正しました。来年度も基本設計という予算を1,320万円とっておりますけども、何か延び延びになっておるような気がするんですよ。物販施設とか飲食をつくるにしても、中のテナントが決まらんと、ある程度、図面が設計ができんというような話の中で、実際に、来年度、基本設計としてやっていく中で、具体的な業者についての交渉等については現実的にやっておられるのかどうかということと、来年、基本設計が終わって、今度、実施設計に入って、工事にかかって、完成ということになると思うんですが、そこら辺の見込みの時期というものはいつごろになるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 実を言いますと、昨年もそういうことで予算は計上させてもらっておりました。やはり災害の関係で、ベイサイドビーチがいわゆる災害の残土とかそういうものを海上での運搬をする一つの場所になっておりました関係で、そういうこともあり、1年はおくれたような状況もございます。

また、いずれにしましても、現在、そういうテナントも含め、いろいろと県、あるいは国も交えて最終的な協議、調整をいたしておるところでございます。そんなに遠くない時期にその可否と申しましょうか、どういうふうな形になるかということも、議会の皆さんにも報告できるようなことになろうというふうに思っておりますので、現時点では全て交渉しておる状況でございますので、テナントも含めて、やはり今の時期では公表ができないというふうなことで、ひとつ御理解をいただきたいと思ます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） できるだけ早目に、やっぱり関心のあることだし、町長の施政方針にも載っ取りますんで、やっぱり具体的に提示することが必要じゃないかと思ます。

それとあわせて、今の水尻駅からの自由通路の問題も答弁にありましたけども、昨今、見ると、ベイサイドビーチに電柱が林立しとるんですよね。ベイサイドビーチの駐車場に電柱が結構本数があるわけですが、あれは自由通路をつくるためにそちらに移設するんだというような話を聞いたんですけども、あれは自由通路ができててもそのままなんかということです。非常に景観が悪いんで、仮の状態ならええんですけども、できた後もああいった状態が残るということであれば、景観に支障があるんじゃないかというふうに思うんですが、その自由通路についての完成時期についてもお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

最初に、自由通路の状況についてでございますが、こちらは県の事業のほうになりますけども、本年度は関係する土地所有者の方に御協力をいただきまして、土地、用地境界の確定などをいたしております。現在、用地買収に関する協議のほうを行っている状況でございます。

完成時期につきましては、おおよそ、予定どおりいきますと、来年度にJRとの協定等を締結し、工事を下半期ごろから発注しというところではございましたが、こちらについては、今の用地の取得の交渉状況により少し延びるのではないかというふうに考えております。

したがって、ちょっと具体的に完成時期がいつごろになるかというのは、今、見通せ

ないというような状況になっております。

二つ目に、電柱の件でございますけども、こちらにつきましては、今現在、水尻の地区内で砂防堰堤の工事を施工いたしております。これに関するために国道をかさ上げ等を行ったりしております、そういったところの電柱が移設されたものというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 物販とか飲食のほかに避難所の問題というようなことがありましたけども、確かにベイサイドビーチにおいては津波災害とか、このたびの豪雨災害ということもあるんで、水尻地区の皆さんにとって、避難場所ができれば非常によかろうと思うわけなんですけども、それとあわせて、今回の豪雨災害でベイサイドビーチがかなり災害復旧に貢献したということもあり、また、水尻地区の豪雨災害の被害ということも考えたら、やっぱりベイサイドビーチに災害記念碑とかそういったものの建立が必要じゃないかと思うんですね。やっぱり町外から来られたり、町内のお客さんが来られて、坂町が災害があったということを認識してもらうために、ベイサイドビーチはそういう面では格好の場所じゃないかと思うわけなんですけども、後で質問があるようなんですけども、小屋浦の公園でそういった防災公園ということがあるということなんですけども、災害記念碑を含めた防災拠点としての位置づけというものもちよっと考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 今のベイサイドビーチ坂に災害記念碑ということなんですけども、町といたしましては、復旧・復興プランに基づき、まずは小屋浦地区のほうで設置をしたいということを考えております。

ベイサイドビーチにつきましては、県の施設でございますので、なかなか町有地ではございませんので、もちろん県との話も必要になってこようかと思っております。

町といたしましては、まずはベイサイドビーチ坂につきましては、そういった物販施設の整備とか、今、いろいろ計画しておりますので、そういった災害関係の慰霊碑、災害記念碑につきましては、まずは小屋浦地区で整備したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 最後に、町としても運営の部分を含め、施設整備については十分検討するというようなことが答弁であったわけなんですけども、やはり施設をつくっても、後の運営というものがずっと長く続くわけですから、いろんな施設ができたりする、あるいはイベントをやったりすると、やはりどっかがまとめるというところが必要になってくると思うんですね。それぞれがばらばらになってやるということで、ほいじゃあそれを県がやるかいうたら、やっぱり県はなかなか坂町のためだけにできるかどうかという問題があるんで、地元がそういった管理、運営とかいった面を十分やっていかないと、なかなかにぎわい創出につながらんんじゃないかと思うわけですよ。そこら辺の取り組みを、今、みなとオアシス運営委員会とかなんかがありますけども、実際には機能しとらんので、機能するような、あるいは、例えば飲食と物販があったときに、総合的な、あるいは避難所の総合的な建物を管理するのはどこがするのかいうようなことも含めて、やっぱりこれから十分に検討していただきたいと思うんですね。そのために町がやっぱり主導になって、そういう組織づくりというものをしていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることもよくわかります。

先ほどの答弁でそういうこともお話をさせてもらえばよかったですけども、そういうことを含めて、今、協議をいたしておるところであります、管理、運営も含めて。よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「小屋浦地区に食料品等の店舗の誘致を」について質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「小屋浦地区に食料品等の店舗の誘致を」という件でお伺いします。

本町では災害復旧工事がおくれがちではありますが、安全な町へと復興に向かっていっていると思います。

しかし、小屋浦地区では食料品等の店舗が被災し、閉店を余儀なくされております。この1年半の間は、週に数回、移動販売車が来ていただいて、非常に助かっておりま

すが、移動車がゆえに品ぞろえにも限界があります。

小屋浦地区の人口減少に歯どめをかけるためにも、食料品等の店舗は不可欠なものである。町として店舗の誘致に向けて働きかけを行っているとは思いますが、その後の進捗状況はいかがなものかとお聞きしたいと思います。店舗ができれば、活気も出て、人口増にもつながると思われ。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区に食料品等の店舗の誘致を」についてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨により、小屋浦地区の買い物環境につきましては、唯一のスーパーマーケットが被災し、閉店をされており、住民の皆様は御不便を感じておられることと思っております。

御質問の、食料品等の店舗の誘致についての進捗状況でございますが、町といたしましても、閉店中のスーパーマーケットへ働きかけをいたしておりますが、このたびの災害で、建物のみならず、設備機器が使用不可能となり、再建は難しいとのことでございます。

さらに、その他へも働きかけをいたしておりますが、現状での出店は難しいとのことでございます。

このような中、被災直後からの地域包括支援センター等の働きかけにより、3社の移動販売事業者が閉店中のスーパーマーケット前では月曜日から土曜日の毎日、小屋浦町有住宅と天地川公園付近では週4回、藤之脇第二公園付近で週1回、移動販売を行っており、そのほかにもパンや魚の移動販売車が、週2回程度、小屋浦地区において移動販売を行っております。

さらに、今月7日の土曜日からは、株式会社フジ海田店により、日曜日を除く毎日、小屋浦地区内15カ所において生鮮食品、日用品等の移動販売が開始され、品ぞろえや移動販売場所につきましても御要望に応じ、対応いただけるというふうに伺っております。

現在はこのような移動販売車が日曜日を除く毎日、時間帯を変えて小屋浦地区をくまなく巡回することで、皆様の買い物の一助になればと考えております。

また、循環バスにつきましても、令和元年7月1日から町内一律150円の料金で御利用いただけることとなっております。

今後も、坂町地域支え合いセンター及び各関係機関と連携し、買い物支援に関するサービスや宅配業者の情報を提供するなど、皆様の御要望に応えられるよう、引き続き、取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 現在、町においていろんな働きかけをいただいて、移動販売車が来ていることは大変感謝しております。

一方で、この移動販売車のために、商品一品につき10円の加算をされるということで、例えば50円のものを買っても10円加算されます。一品10円というのが、大変町民にとっては負担になっておりますので、できれば早いこと店舗ができることを望んでおりますが、なかなか進んではいけないと思うんですが、その一つの原因として、天地橋の復旧が少しおくれてるのではないかと思います、この点についてお答えいただきます。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 天地橋の復旧の件についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、現在、天地橋につきましては、施設の詳細設計を行っている段階で、本来であれば、この渇水期の時期に下部工を発注すべきところが、少しおけている状況になっております。

一方で、許認可に関する案件等の協議のほうは並行して進めており、今から発注というわけにはなかなかまいりませんが、来年度の出水期を避けた段階では、工事が発注できるというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） かなりおくれるということで、JA安芸さんとの交渉が恐らく前に進まないのではないかと思います。このJA安芸さんとの交渉内容についてであります、やっぱり天地橋が原因になっているのではないかとと思われるんですが、この天地橋が完成すれば、可能かどうかという点をちょっとお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そこの状況につきましては、私もここで明言はできないわけですが、これまでもJA安芸の組合長さんなりなんなりにいろいろとお話

を伺ったり、あるいはまた、何とかならんもんだろうかというような働きかけもやっ
てきておりますが、今のAコープ小屋浦につきましても、なかなか災害前から非常に
売り上げが厳しい状況であったということもちょっと伺っております。そこらも全体
的に考えた折に、やはり採算が合わないと、なかなか企業も進出はしてこないとい
ふふうに思うんですね。そこらも全体的に、どういう形でどういう場所にそういうも
のを設けたら、小屋浦以外、国道31号を通過する車両等に乗られる方は利用してい
ただけるかというようなことも全体的に勘案をしていかなければならないというふう
に思っております。

そういうことで、必ずしも、あの天地橋が復旧した後でどうこうというような状況
には、今、至っていないというふうに認識をいたしております。

いずれにしましても、これから復旧・復興がどんどん進んできて、ある程度、安
全・安心な町並みができ上がった暁には、またいろいろなこともあろうかと思いま
す。卵が先か鶏が先かというような話になるんだと思いますけども、いずれにしま
しても、できるだけ可能な限り、町といたしましても、小屋浦地区の皆さんの御不
便が解消できるように、これからも一生懸命取り組んでいきたいというふうには
思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 早速の御答弁ありがとうございます。

もう一つ、最後にお聞きいたしますが、安芸商工会の件ですが、安芸商工会さん
とのいろんなお話し合いもされたと思うんですが、この辺からのアドバイスとか、
いい案が出たとかいうようなお話し合いがあったかどうかという点も、ちょっと
お聞きして終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午前11時37分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

安芸商工会のほうと小屋浦の今の店舗の誘致のほうのお話については、こちらのほうは話のほうはございませんでした。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「災害の歴史を語り継ぐ小屋浦公園の整備を」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「災害の歴史を語り継ぐ小屋浦公園の整備を」の件で質問いたします。

平成30年7月の豪雨で甚大な被害を受けた小屋浦地区では、16人が犠牲になりました。このことから、坂町は小屋浦公園に慰霊碑を建立するとともに、災害の実態や避難の重要性を学べる施設を整備する方針を決めています。

現在、小屋浦公園には、明治40年7月15日の豪雨災害で44人の命が失われ、「水害碑」と「報恩」の石碑が建立されていますが、住民の関心は低く、歴史が埋もれていた実態がありました。

また、一昨年の豪雨災害を受けて、原爆慰霊碑も地区内の別の場所から当公園内に移設されております。

このような貴重な歴史的財産を保存している小屋浦公園をメモリアルパークとして整備し、災害の歴史や惨状、教訓などを後世に継承していくことは、災害を体験したものの責務でもあります。

小屋浦公園の整備について、町当局の見解を伺います。

一つ、小屋浦公園の3面をどのように位置づけて整備するのですか。

二つ、具体化整備構想素案の住民への公表時期と周知方法はどのようにして行われるのですか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害の歴史を語り継ぐ小屋浦公園の整備を」の件についてお答えをいたします。

昨年発表した坂町復旧・復興プランでは、豪雨災害から得られた教訓を未来に伝承し、災害を風化させないための取り組みを行うこととしており、その取り組み方針といたしましては、天地川上流の砂防堰堤などの整備完了後、災害の記憶を次の世代ま

で伝えていくため、小屋浦公園に慰霊碑を建立するとともに、子供たちが災害や避難について学べる施設を設置し、写真や映像を通して災害の実態を伝えていくこととしております。

御質問1点目の、公園の3面をどのように位置づけて整備するのかについてでございますが、現在、公園の中段には水害碑、原爆慰霊碑が移設されており、新たな慰霊碑も水害碑と隣接する場所に建立したいと考えております。

また、災害や避難について学べる施設につきましても、ある程度の広さが必要となることから、最も広い中段に整備することを検討しております。

御質問2点目、の素案の住民への公表時期と周知方法についてでございますが、災害後、小屋浦公園は土砂災害特別警戒区域に指定されており、上流部の砂防堰堤工事等の状況を勘案しながら事業を進めておりますが、公園整備の内容につきましては、現在、規模も含め検討中でございます。

今後は、イメージ図などができ上がり次第、速やかに町広報及びホームページで周知をしたいと考えております。

施設などの内容につきましては、広く地域住民の意見を伺いながら整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 天地川上流の砂防堰堤の建設も、現在、急ピッチで進められており、早い時期に実現できるよう期待を持って見守っていきたいと思います。

そこで、一点、御質問いたします。

災害を風化させないための、ハード面については、今、お聞きしました。もう一つ、ソフト面があると思うんですね、ここの活用方法として。例えば追悼式典とか、防災訓練をやるとか、そういったハード面でどのようにこの整備された小屋浦公園を活用して継承していくのかというようなことを、取り組みをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） ソフト面に関しましては、先ほども答弁にありましたけども、坂町復旧・復興プランの中に写真や映像を通じて災害の実態を伝えていくということで、やっぱり映像が見れる部屋といたしましうか、そういったもの、写真を展示して、やはりそういった災害があったということを継承していくような施設にしたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私が期待していたソフト面のこととちょっとイメージが違ったので、もう一度、お聞きしますが、こういった貴重な歴史的な施設がある、こういう公園をもっと有効に活用しなくてはいけないんじゃないかと。こういう災害を継承していくために、そういう映像だけのことではちょっと物足りないんじゃないかという感じがするんです。先ほど言いましたように、追悼式典をやるとか、あるいは防災訓練をやったときに、あそこに集合して、そういう訓練を行って、そして風化させない行為を継承していくことは必要なんじゃないかと思うんですが、そういう点ではどのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、ああいった施設をつくり、映像とかそういったもので見せるだけではなく、乳幼児教育、保育園だとか、あとは学校の防災教育だとか、そういったところであの施設を活用していただきたいのはもちろんですし、また、町外からお越しになられた方も、そういった映像を見ていただいて、災害の危険性を十分に認識いただけるようなものにしていきたいとは考えております。

また、さらには地域の住民の方が、みずからの自主防災会などでの活動のもと、あそこでそういった避難訓練を行うなど、そういった部分に十分に活用していただけるような施設になればと思っておりますので、そういった部分で検討しております。

いずれにいたしましても、地域の方々皆様が、ああいった施設を活用しようという、自分ごととして考えていただけるようなことにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1番尾崎 光議員から「災害公営住宅の入居資格等について」質問願います。

尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 「災害公営住宅の入居資格等について」の件で伺います。

2018年7月の豪雨災害から1年半以上経過しました。3月中には新しい災害公営住宅が完成をします。これまでプレハブ住宅やみなし仮設住宅などで不便な生活を強いられてきた被災者の方には何よりです。

ただ、入居資格について、町の災害公営住宅申し込みの案内（しおり）では、3カ月分の敷金及び駐車場保証金と2名の連帯保証人が必要とあります。被災された方の中には、敷金あるいは2名の連帯保証人を用意するのは困難な方もいると聞いております。町当局の対応を伺います。

1、災害公営住宅の申し込みの結果はどうなっているのか。

2、入居資格のある被災者で、3カ月分の敷金及び駐車場保証金の用意が困難と思われる方を調査しているのか。

3、2名の連帯保証人の確保が困難な方がいるのかどうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害公営住宅の入居資格等について」お答えをいたします。

御質問1点目の、災害公営住宅の申込結果についてでございますが、85戸の整備戸数に対し79世帯の方が申し込まれ、その後、6世帯の方が辞退され、現時点では73世帯の方が入居されることとなっております。

御質問2点目の、入居資格のある被災者で、3カ月分の敷金及び駐車場保証金の用意が困難と思われる方を調査しているのかについてでございますが、これにつきましては、入居者個々に事情が異なることから、町側では調査は行っておりません。

御質問3点目の、2名の連帯保証人の確保が困難な方がいるのかどうかについてですが、これにつきましても、申し込み説明会等で連帯保証人に関する御意見は伺っておりますが、入居者個々に事情が異なることから、町側では把握をしておりません。

ただし、入居に際し連帯保証人の確保、敷金及び駐車場保証金の準備が困難で特別な事情等がある場合には、連帯保証人の連署を必要としなかったり、敷金等の減免または徴収の猶予ができることとしており、今後予定される入居者説明会等で丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 募集戸数が12戸空きがあるということでしたが、この入居の申し込みの中には、2月17日までの申し込みで、申し込みが終わりですというのがあるんですけれども、その12戸の空きに対してはどのような対応をされるのか伺います。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今、12戸の空きにつきましては、今現在、まず先に73戸の方の入居先を決めたところでございます。こちらのほうが、ある程度、落ちついた段階で、再募集なりをかけていきたいとは考えておりますが、ちょっと時期については、今、予定がちょっとまだはっきりしてないので、明言はいたしかねます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 敷金の問題ですけれども、呉市では、今、44戸建設中ですが、敷金は2カ月分であります。また、愛媛県西予市では免除となっております。非常に各市町でばらつきがありますけれども、これについてはどう考えておられるか、ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

敷金の3カ月分につきましては、国のほうが出されております標準的なところによりまして、3カ月の設定とさせていただいているところがございます。

呉市さんや、あるいは愛媛県西予市さんにつきましては、恐らく個々の事情があって、そこらあたりの敷金を免除されたり、2カ月にされていることじゃないかというふうに承知しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 敷金の問題については、ぜひ対応を前向きにお願いしたいと思います。

次に、連帯保証人についてですけれども、建設を90戸予定している隣の倉敷市では、敷金は要らないというところもあります。この点についても、ぜひ、特に被災された方々についての入居する問題ですので、前向きに考えていただきたいと思うんですけども、その辺の用意はどうか伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 連帯保証人の件と敷金の件という理解でございますけれども、こちらにつきましても、先ほどの町長の御答弁の中にもございましたが、特別

な事情等がある場合には、連帯保証人の連署を必要としない場合、あるいは敷金、駐車場保証金については、徴収の減免、あるいは猶予ということで対応するように、抽せん会の説明のときにおきましても、被災された方に対して御説明のほうはしております。

また、入居説明会の御案内のほうにも、そういったところは明記のほうをさせていただいて、そういった形で相談に応じれるように考えていっているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 1月15日の中国新聞には、坂町で弁護士と専門家が聞き取り調査をされた記事が出ています。その中で、非常にハードルが高いという被災者の方々の声も紹介されておりました。個々に事情がある方には対応するということですが、それをそういう方々にちゃんと連絡、あるいは周知徹底されているかどうか、その点について伺います。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

先日、2月23日に開催いたしました入居者の抽せん会におきまして、まず冒頭、私のほうから各都合3回ほど入居予定の方には御参加いただいたんですけども、その冒頭にあわせて、私のほうからそういったところをはっきりと明言させていただいております。それで周知はできているものと思っております。

また、入居者説明会を3月14日に行うということで御案内のほうも発送させていただいたり、また、今回のコロナウイルスの件で、急遽、入居説明会につきましても中止という連絡をさせていただいておりますが、その中でもはっきりとそこにつきましては明示させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） いずれにしても、事前にそういう情報がないと、ハードルが高いと思われている方々、入居の申し込みがされてない、または諦めるという事態になりかねないことにもなると思います。その辺のこともぜひよく案内できるようにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 答弁は要らないですか。

○1番（尾崎 光議員） お願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 議員の、今、いただきましたことをまた踏まえて、これ、また再募集を行う際等には、その辺、しっかりと反映させてまいりたいというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「砂防堰堤の工事用道路を町道にしていく取り組みは」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「砂防堰堤の工事用道路を町道にしていく取り組みは」の件でお伺いします。

坂町の豪雨災害に伴う災害復旧・復興がややおくれながらも着実に進行していることに対しては大いに評価しております。

従来、比較的小さな砂防堰堤を設置した場合、土砂が埋まったら堰堤機能は終わり、その後は新たな砂防堰堤を設置していくんだと。ゆえに工事用道路は借地契約し、堰堤工事するときのみ借用し、あとは地主に返還するという方法であったと聞いております。

そうした中、町では災害関連緊急事業として、治山堰堤、砂防堰堤の工事を国や県合わせて17カ所設置の予定で進んでいるが、そのときの工事説明会では、地区住民から、工事用道路をそのまま町道として利用できるようにしてほしい旨、多々要望が出ておりました。

そこで、今後、町としてこの要望に少しでも対応していくためにも、また、狭隘な

道路網整備形成のためにも、工事中道路を管理用道路と同様に町道として活用できるよう取り組んでいく必要があると考えておりますが、町当局の考え方及び現状の取り組み状況についてお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「砂防堰堤の工事中道路を町道にしていく取り組みは」についてお答えをいたします。

災害関連緊急事業における砂防堰堤の工事中道路として大規模に築造されたものにつきましては、国の工事では坂東四丁目、県の工事では水尻及び小屋浦四丁目と承知をしており、現在の災害関連緊急工事に引き続き、おおむね5年程度、特定緊急砂防事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業の工事にも利用されると伺っているところでございます。

御質問にあります、工事中道路を管理用道路と同様に町道として活用することにおける町の考え方及び現状の取り組み状況についてでございますが、町におきましても、国や県に対し、工事中道路を県道計画予定地や町道計画予定地に設置するように働きかける等、将来的に活用できるよう取り組んできているところでございます。

また、これ以外の工事中道路、管理用道路におきましても、町道として有効に活用できる区間であれば、地域からの要望も踏まえた上で、工事完了後に国や県と協定等を締結し、町道として管理をしていきたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ただいま答弁ありました坂東四丁目、水尻、小屋浦四丁目、これが俗に言う透過型の砂防堰堤じゃないのかなと理解したんですけど、その砂防堰堤に関しては、恐らく管理用道路としてそのまま残していくのかなと。そのときに緊急砂防事業、これと特別緊急事業、これ、5年くらいとあるんですが、ちょっとこれをお聞きしたい。要は、これは管理することなんか、それから、一旦、工事が終わってから、まだ何かほかの工事とかするのかなと。ちょっとどういう位置づけの工事が5年くらいはありそうなのというふうな答弁だったのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、災害関連緊急砂防事業といいますものは、溪流内、あるいは流域内に残って

おります不安定な土砂に対する砂防堰堤を築造するものでございます。これに引き続いて行います特定緊急砂防事業、こちらは国が行っているものになってまいりますけれども、流域全体で見た際に、まだ堰堤高さが不足しているといったような状況、あるいは下流に向けての溪岸侵食を防止するための溪流保全工の整備、こういったものを引き続いて行うものが特定緊急砂防、あるいは、新たに堰堤を違う谷のところに築造したり、今、堆積工とっておりますけれども、そういったものを築造したりするもの、こういったものが特定緊急砂防、あるいは県で言いますところの砂防激甚災害対策特別緊急事業というものになってございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ということは、この3カ所に関してはほぼ管理用道路で、5年過ぎても、もう話はできとるんか、一般的に町道として活用できるような形でおりにくるのか、その辺の見通しというのはまだ全くわからないと。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

最初に、国が行っておりますところの坂東四丁目についてでございますが、こちらは町長の御答弁の中にもあったんですけども、県道の予定地でありますとか、町道の建設予定地のほうに道路のほうを誘導しております。これらについては、工事用道路という扱いでございまして、いずれは将来的には県道、あるいは町道となるところでございます。

実際の管理用道路となってまいりますのは、水尻のところは管理用道路になってこようかと思っております。こちらにつきましては、答弁の中にもございましたが、地元からの要望等を踏まえて、管理できる場所を設定してまいりたいというふうに考えております。それを決めて、県のほうにも管理したいというふうに調整していきたいというふうに考えております。

小屋浦四丁目につきましても、こちらについても、今、築造されているところについては、恐らく工事用道路をしての整理になっているかと思っております。現道の中が少し狭いために、工事の効率を上げるために、今、バイパス的なものをつくっていると思っておりますので、こちらについては、工事が完了して使わなくなった段階のところ、もちろん地元の要望を踏まえた上で、県のほうと調整してまいりたいというふうに考え

ておるところです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃあ、あと工事中道路、透過型でなく不透過型になるのかな。トータル17くらいいうて書いてあったんですが、多分17くらいだろうと思います、二つぐらい小っちゃいのがあったりするから。その数はいいいんですが、そこまですでやはり町としてここは町道として使えるように残したいとかいうのは、まだ余り持ってないような感じなんですけど、終わった後で、答弁にあったのは、国や県と協定等を結ぶと、もし必要ならいうふうな答弁だったと思うんですが、もっと積極的に、ちょっと本当に有効に使えるところがあるんじゃないかというのは、要望が出るまではちょっとあれですから、動きが鈍っとるような感じはしたんですが、今の答弁だと、もうちょっと積極的に、ちょっとここを終わったら、すぐ、そうせんと、あんまり日にちがたって、例えば借地契約的に進んどると、地主のほうもそれ以上はというような難しい問題も出てくるような気もするんじゃないけど、もうちょっと何ぼか絞って、これ以外に町道で残していくようなところというのは、余りまだ描いてないんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

具体的には、設計の段階で、本堤に近づくために仮設の計画なりを入れるわけですが、その段階におきまして、工事中道路にされる場合も、管理用道路にされる場合も、町のほうも協議のほうに入らせていただきまして、県のほうと調整をしているところでございます。

先ほどの中にはないんですが、例えば小屋浦三丁目にあります天地川支川の9でありますとかいったところについては、そういった町の意見も踏まえた上で管理用道路をどの位置に通すとかいったようなところまで、県のほうと調整させていただいて、先を見据えた形での調整を行っているところでございます。

消極的というようなお話がございましたが、逆に、むしろ現段階で既に用途としまして後々に町道として取り扱えそうなところについては、既に町のほうから県のほうへ申し入れ等を行って、調整を行っているところでございます。

以上です。

済みません、もう一つ、さらに言いますと、今回の分は砂防事業でしたけども、急

傾斜の災害関連緊急事業ですと、本年度で工事のほうが終わってくるということもございませう。

そういった中で、やはりこちらのほうも工事用道路として、道のないところから、現在、道なりの形にされている場所もございませう。例えば横浜のほうに横浜西6441地区というのがございませう。こちらにつきましても、現在、工事用道路が設置されている段階で、これにつきましてもは、引き続いて町のほうが町道としてできるように、今、調整を行っているところでございませう。もちろん地元要望及び地権者の協力も必要ではございませうが、町として町道にするよう努力しているところでございませう。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 動いておるといふことで、ちょっと安心しました。

ちょっと大きく捉えると、町長にお聞きしたいんですが、坂町いうのはやっぱり平地が少ない町です。今度、5次の長計にしたときに、人口をどれぐらいの目標設定されるのかなと思ったりするんじゃないけど、道路がたくさんできると、やはり家が少なくなる。ただ、今、今回の災害絡みでは、ちょっと山手のほうの道路の拡幅だから、ぜひ地方創生でも私は町に一番必要なのは道路だろう思っておるんですが、それが補助の対象にならんとかいうのもあるようで、ちょっとあんまりプッシュはできんですが、やはりまだまだ今から道路いうのは、特に横浜地区あたりも、もう路地ですから、道路じゃなくて、だからその辺も含めて、ちょっと拡大的な質問になったんですが、ちょっと道路いうのをすごく整備していくいうのに力を入れてほしいなというように感じもあつた。その辺で町長の思いをちょっと最後にお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 道路につきましてもは、これまでも数値を設定して、例えば4メートル以下の道路につきましてもは、4メートルにするという目標を立てて取り組んできておつた。ほぼ昨年度までには、本年度を含めてですかね、その数値、数値を維持してきておるわけがございませう。

そういう中で、新たな道路も建設をしていかなければならないといふことはよくよく承知をいたしておつた。ただ、この道路につきましてもは、やはり地権者、権利者の御理解と御協力がなければできない事業だといふふうにおつた。これからは道路については第5次長期総合計画の中でも、ある程度、必要なものについては盛

り込んでいかなければならないというふうに思っております。

いずれにしましても、地権者はもちろんですけれども、それぞれの地域と一体となってやっていかないと、なかなか難しいのかなというふうな思いもしております。

今回の県道坂小屋浦線につきましても、当初は大変苦しんだ時期もありましたけれども、最終的には議会の皆様、あるいはまた、防災・消防関係の皆様、それから坂地区の住民協の皆様とも一体となって進めてきたということが、現在、このような結果になってきておるわけでもあります。そういう案件を実施をしておるわけでもございますので、ぜひともそういう面では、議員さんにも地域の中に入れていただきまして、やはり二人三脚でこの道路事業を進めていくことが肝要なことになるんだというふうに思っております。

もちろん財源につきましても、最近では防災関係というのが大変重要視されておりますので、それに従事した制度もあるわけでございますので、そこらもしっかり捉えながら、そしてまた、各地域とも一体となって、この実現に向けて、これからも鋭意努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「令和2年度町長施政方針について聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「令和2年度町長施政方針について聞く」の件で質問をいたします。

全国各地において、大規模災害の復旧・復興のおくれが懸念される中、当町においても、被災者への支援におくれが出てはいないか。

昨年度の町長施政方針では、7月豪雨災害からの復旧・復興の推進に最優先かつ最重要課題として取り組むと力強く方針を述べられました。その予算も過去2番目の多さで、その言葉に感動したのを忘れません。

しかし、令和2年度の町長施政方針は、昨年度の施政方針と大きく変わりばえがないように感じております。過去に大規模災害に遭った地域の復旧・復興は、3年から5年が一番厳しく苦しい期間であります。町では、それが、今、そのときでございます。

施政方針の、「まちの復旧・インフラの強靱化」、「くらしの再建」、「被災者の見守り・相談支援体制の推進」についてお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「令和2年度町長施政方針について聞く」の件につきましてお答えをいたします。

昨年9月に策定をした「平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プラン」では、「くらしの再建」、「まちの復旧・インフラの強靱化・まちの賑わい創出」、「災害に強いまち・ひとづくり」を3本の柱として、被災者の方々の生活再建、公共土木施設等の早期復旧を目指すとともに、被災前よりも災害に強いまちづくりの実現、災害時における安全・安心の確保に努めることとしております。

御質問1点目の、「まちの復旧・インフラの強靱化」についてでございますが、現在、被災の主要因である土石流を上流域で食いとめるため、国や県の支援をいただきながら、砂防堰堤の整備、治山事業による谷どめの整備や、崩落したがけ地の災害防止を図るため、急傾斜地崩壊対策を実施をいたしております。

また、応急対応中の道路や河川など被災した施設につきましては、優先度を勘案しつつ、順次、災害復旧事業を実施をいたしております。

さらに、昨年実施した市街地の浸水防除のための雨水排水能力の検証結果をもとに、雨水排水能力が不足する排水路につきましては、順次、改良を行うこととしております。

そのほか、豪雨・地震災害に対する広域交通ネットワークの安定、強靱化のため、広島県道路の4車線化が決定をしており、早期完成に向け、国や西日本高速道路株式会社に働きかけてまいります。

御質問2点目の、「くらしの再建」につきましては、自宅を修繕して帰宅される方への支援として、応急修理制度による修理費補助を引き続き行うとともに、みずから住宅を確保することが困難な方に対して、長期間安定した生活を確保していただくために、現在、低廉な家賃の災害公営住宅の建設を進めており、来月下旬には入居していただける予定となっております。

また、国民健康保険と介護保険の制度に基づく医療や介護サービスを利用した際の自己負担分の支払いを免除する期間を本年6月まで再延長しております。

御質問3点目の、「被災者の見守り・相談支援体制の推進」につきましては、保健師による継続した戸別訪問を実施するとともに、坂町地域支え合いセンター及び各関係機関と連携した被災者の生活再建に向けた相談支援、子供を含めた心のケア等を引

き続き行ってまいります。

令和2年度はこうした平成30年7月豪雨災害からの一日も早い生活再建、復旧・復興事業を継続し、被災前よりも安全で安心な町とすべく、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合い言葉に、将来に向け町民が希望をいただけるよう、全身全霊で邁進をまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 町長は、去年、この災害復旧は5年以内には何とかやり遂げる言うてもろたんですね。だけど、その辺から見て、この町長施政方針というのは1年分なんですね。ことし令和2年の分ですよ。これは町長がつくったんか、それとも誰がつくったのか、その辺をちょっと聞かせてもらえんか思うんじゃけど。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 原案は各担当部署で作成をいたしました。最終的には私がそれをちゃんと目を通しまして、修正をすべきところは修正をした結果の施政方針でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） それにしたら、これ、令和2年度施政方針では、2件か3件、これよりは、これは確かに町長が言う5年か10年のサイクルでしょ。でも、ことし、令和2年に何をやり遂げるといふ、ちょっとその姿勢が欲しかったんですよ。

それはなぜかいうたら、我々に言わせてみても、来年には町長選挙があるんですよ。そしたら、それまで考えてみたら、やはりその気持ちを込めれば、それが3個やる、4個やるのがおくれても、町民は待ってくれるんですよ。だから、そのためにも、やはり町長の才覚で、この際、アピールが欲しかったんですが、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 災害直後の議会の皆さんとの全員協議会等々でも、一応、国のほうは3年いうことを言っておりますけども、5年間を一応最終的な完成年度として、そういうことで進めるということも申し述べておりますし、また、毎月発行しております、今、災害関連の便りを広報と一緒に発行させてもらっておりますけども、その中でも、いわゆる復旧・復興の状況を目で見てわかるような形でお示しをさせてもら

っておるところでもございますし、そこらが私といたしましても、全職員と一丸となつて、これを実現をしていくんだというあらわれだというふうに御理解をいただければ幸いです。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 私も議員になって多くの被災地を回りました。東北もボランティアにも行きました。それから福岡、兵庫県の丹波、それから戸津川、広島で安佐、庄原も行きました。どこへ行ってみても、先ほど言ったように、3年から5年。5年たって、ようやくといったところは、九州の1件ぐらいが5年以内にやりました。あとのところは、依然として、5年でもまだできとらんというのが現状なんですよね、今。

そうすれば、まだ坂はこれから3年目に入ったんですよね。そしたら、やっぱり先ほどから言うように、町長の意見、それが何かいうたら、広島県にしても、このたび、湯崎知事が言ったのは、また1兆900億、1兆円また2回目の超しました。そしてあれだけの借金がある中で、当然として何を言うたかいうたら、やはりこの再建はとにかく町民の、県民の一日も早い生活再建に取り組む、被災前と比べてよい状態に復旧すると力強く言うとするんですよね。やはり、うちにしてもそれぐらいが言ってもらいたかったんよね。それで、やはりそのためには、この二、三年の指揮を、町長が陣頭指揮をするのか、卓上に座って卓上指揮をするのか、それはどっちなのか、それを教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） もちろん陣頭指揮でございます。県とか国のほうにもしっかりとそういう支援をいただきたいということで、地元国会議員はもちろんでございますけれども、各省庁にも、出張の都度、時間をとって要望活動をいたしております。陣頭指揮でございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） それで、今、町民に対する、確かに4月1日からは公営住宅の、これ、ちょっと僕の予測ではおくれるんじゃないか思うわね。どうしてかいうたら、資材が入りよらんのです、全く。そういう関係があるから思うんじゃないけど、それはできるでしょうよ。でも、その中でみなし住宅におられる方、また、町外に移転されとる方、それらのケアはどうなるとるか、それをひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） みなし仮設住宅や町外に避難していらっしゃる方のケアについてということの御質問でございますが、これにつきましては、坂町の地域支え合いセンターと、当課の保健師と、もちろん私たち職員も一丸となりまして支援に当たっております。

ただ、なかなか町外のみなし仮設にいらっしゃる方にはお会いすることができません。この場合には、お電話やお手紙や、いつでも御相談くださいというようなことで支援を継続してまいっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） それで、やはりまずこのたびの被災住宅についてもそのとおり、高齢者にしても、とにかくこの方のサービスに対しても、あとこれからの6月でいろんなものが終わりますよね。終わったときには、本当に6月で終わるのか。それはどうしてかいうたら、神戸の震災が20年たって、去年の12月に最後の災害住宅におられた人が死なれて、きれいに済みましたね。東北は依然として何人か残ってやっとなる。ということになれば、坂の恐らく住宅も、確かに85世帯つくって、73しか入っとらんいうけど、この人らが、ほいじゃあ全員がさっとかわれりゃええけど、その後をどうするのか、そこの。その人らの心情を一遍考えてもらって、それが全然ないんならいいんですよ。ひとり世帯も誰もおらんし、家族もおらんならいいけど、その辺がどうなるのか、一遍、聞かせてもらいたいんですけど。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

仮設住宅に残ることになられる被災者の方とか、また、その方だけではなく、災害公営住宅に入られてからも同様ではないかと私たちは考えております。

やはり、先ほどもお答えいたしましたように、坂町の地域支え合いセンター、来年度は人員を増やしております。やはりそのところに重点的にまずはケアが必要だということでも増やしております。そういったことで、皆様の御不安、皆様に寄り添った支援ができるような体制を整備していくということで御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） もう5問になりましたが。

9番大田直樹議員から「広島呉道路の4車線化における取り組み」について質問願います。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 「広島呉道路の4車線化における取り組み」の件について伺います。

町長施政方針の中の道路関係について、広島呉道路の4車線化が決定しており、早期完成に向け、引き続き、国や西日本高速道路株式会社に働きかけていくと、広島呉道路についてほんの少しだけ触れてありました。

思い出しました。昭和49年、仁保インターチェンジ、坂インターチェンジ間が開通したことを。そして平成元年、天応インターチェンジ、呉インターチェンジ間、平成8年、坂、天応間の開通で全線開通となり、長い間、待ち続け、ことしから全線無料となることを利用者全員が信じてきたことを。

しかし、平成30年7月豪雨によるのり面の崩落で道路が決壊し、小屋浦地区、呉地区等が陸の孤島状態となり、4車線化への弾みとなったのではなかろうかと。4車線化で無料化は当分無理なこととは認識しているものの、国内では最高水準の高額料金とうわさされております。

そこで、町長には早期完成に向けた働きかけだけでなく、有料道路に併設されている側道の設置（植田から小屋浦まで）と、近隣市町の呉市と連携して料金の無料化・低額化をお願い陳情してほしいが、どのように考えているのか町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「広島呉道路の4車線化における取り組み」の件についてお答えをいたします。

広島呉道路につきましては、平成31年3月29日に、国土交通省から西日本高速道路株式会社に対し4車線化の事業認可が出され、平成31年度より事業に着手されたところでございます。

4車線化に当たっては、平成30年7月豪雨災害により広島呉道路が通行どめとなったことを踏まえ、災害に強い、また、災害により通行どめが発生した場合でも、早期復旧が可能となる整備を行う旨を西日本高速道路株式会社より伺っております。

御質問の、有料道路に併設される側道の設置についてでございますが、現在、植田

から水尻間の側道設置について、また、小屋浦地区につきましては、災害等の緊急時に広島呉道路本線に直接出入りができる緊急開口部を設置していただくよう、西日本高速道路株式会社と協議を行っているところでございます。

また、近隣市町の呉市と連携して料金の無料化・低額化をお願い陳情してほしいについてでございますが、現在、呉市を含めた広島呉道路の周辺市町とともに広島呉道路建設促進期成同盟会を組織し、広島呉道路の4車線化建設促進並びに利用促進に向けた要望活動を行っていくことといたしております。

今後も、広島呉道路の4車線化事業が坂町全体に有意義なものとなるよう、関係機関と協議を重ねてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） まずもって、料金のことについては、組織化して陳情していくということで、そのことについては大いに期待しております。

4車線化において、よその有料道路、高速道路を見ますと、必ずといっていい、側道というものが併設されております。坂町の併設区間は植田まで。答弁いただいた中には、植田から水尻までというふうな答弁をいただきました。

ついでのことなら、水尻からも小屋浦へ抜ける側道を、ぜひ、緊急時に開口して入れるようなだけでなく、側道をいうことで私は質問をさせていただいたんで、それは無理なことなのかどうなのか、そこのところを、いま一度、御答弁いただきます。

○議長（川本英輔議員） 荒木技監。

○技監（荒木 勲君） 側道の整備についての件でございます。

水尻から小屋浦までの側道についてはどうかという御質問でございますけれども、小屋浦地区につきましては、御承知のように、広島呉道路が通っておる両側、広島側、それから呉側、両方にトンネルがございます。仮に側道を設けるとなれば、その側道もトンネルを掘ってつなげていくということになりまして、それについては費用面から非常に困難であるというふう考えております。

町としましては、小屋浦地区については、先ほど町長からの答弁もございましたように、緊急時における本線に直接乗りおりができる緊急開口部を設けて、非常時にはそこから本線に入って避難をしていただくという形で活用ができればなということ考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 4車線化になるときに、恐らく私はもうこの世にいないかどうか分かりませんが、呉広道路ができるときに、四十五、六年前に開通いたしました。その前に恐らく町と協議がなされたことと思います。そのときには、私はもちろんいませんでした。そして、そのときに唯一いらっしゃったのが、町長が議員時代に恐らくこの話はあったのか、なかったのか。もしあったとしたら、そのときのやはりいきさつ、側道が併設されたなかった、やはり今の答弁と同じような答弁だったのか、どういうふうな理由で坂町が断念して、側道を設けないでつくることに至ったのか、お答えできればお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 昭和58年云々というお話がございましたけども、私が承知している限りでは、その内容については説明は当時はなかったというふうに記憶をいたしております。

いずれにしましても、植田の間の側道というのはあったというふうに記憶しておりますが、当時はまた国、県、それから当時はNEXC O西日本が日本道路公団ということで、なかなか民間でもない組織であったわけでありまして、そこらの制度上の補助金の問題とか、そういう面で今とは違うまたルールでやっておったというふうな記憶もいたしておりますが、いずれにしましても、なぜこうなったのか、なぜ植田でとまったのかということにつきましては、現時点では調査してみてもわからないんですけども、私もあやふやなことは申すことができませんので、今の時点ではちょっと承知はしておらんというような答弁にならざるを得んというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今の我々と同じ議員の立場で、行政からはそういった議会に対してそういうふうな報告なり、そういったものはなかったというふうに認識しておいていいんでしょうか。というのは、まずそこで認識でよろしいのかどうか、そのところをまずちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私が承知している限りでは、広島呉道路がこういうふうな形になるんだという説明は受けたというふうに承知をいたしております。

ただ、先ほども申しましたように、当時と今とでは国の制度も違うわけでありまして。多分、私もそれ以上のことはここでは言っちゃいかんのかな。なぜ植田から横浜までの側道ができたのかということのも大体想像はつきますけども、制度が全然違っておったということでありまして。それと同時に、呉から広島までの広島呉道路、いつまでにここまで来て、いつまでにここまで来るだろうという話は何った記憶はあると思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 制度の違いということを言われるんで、その当時のことは私にはあずかり知らぬことで、町長の言うことを信じるいうふうなことしかないんですけど、今、技監が答弁された中に、トンネル、そういうふうな云々でちょっと難しいみたいなことを答弁なさいました。トンネルでなくて削るとか、トンネル部分がどの長さがあったら無理なのか、そこの部分は下へおりて通るとかいうふうな手法はないものだろうか。いうのは、そういったものが通ると、背後地が生きてこない。側道があれば、坂町の土地の、そういった水尻からは入れるにして、そこへ道路をつくれればいいんですけど、そこらあたりから、側道いっても、天応方式、天応からは、側道でなくて、吉浦の駅前まで抜ける道があるわけですね。そういった方法での側道いう考え方はできないんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 荒木技監。

○技監（荒木 勲君） まず、トンネルの部分をほかの開削とかそういった方法でできないかといった御質問かと思いますが、御承知のように、本線もトンネルとなっているということで、非常に急峻な地形でありますことから、通常の切り土なり盛り土なりを行って、その山を越えていくということは、道路としては非常に困難な部分であろうかと思っております。

また、下におりるといってお話もございましたけれども、こちらのほうも、下にはJR呉線が走っているということもございまして、それもなかなか難しい部分であるということから、小屋浦、それから水尻間の側道については、難しいというふうに考えております。

それから、呉側のほうのお話もございましたけども、当時、呉側、天応のあたりの側道がどういう経緯で整備をされたのかというのは私も承知しておりませんが、一般的には、側道整備というのは、全て事業者側、現在で言えば西日本高速道路株式会社ですけども、そちらのほうの負担で全て行うということではございませんでして、地

元の負担、あるいはその周辺の開発整備、そういったものとあわせて側道を開発整備する事業者側の負担で整備をするというのが現在の一般的な整備の手法となっております。そういう計画も、現在、坂町内では持ち合わせておりませんので、小屋浦、水尻間の側道については、非常に困難であるというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） こういったものは、5カ年計画、10カ年計画いうんでなくて、一度つくれば、なかなかかわることがない工事だと思います。やはり、今、思うに、何で前の議員は小屋浦までつけてもらうことを要望せんかったんかいのみたいなことを思ったりしたもんです。私だけじゃないんじゃないかと思います。だから、これは30年、50年先を見据えた要望だと思っていただきたいんです。

そこで、町として、今、言った、答弁いただいて、西日本の高速道路だけ、会社だけの負担でなくて、坂町にも負担がみたいなことを答弁いただきましたけど、坂町が出してでも、もしできるのであれば、これはつくっておいて、後々のためにもつくっておいていただきたいと思うんですが、いま一度、無理な話なんでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私が伺っておるのは、私は技術的なことは余りよくわからないんですけども、技術的にも非常に難しくなるというようなことも伺っております。

また、今、開口部を小屋浦に云々ということでもありますけども、それも、一応、NEXCOさんのほうが主体となってやっただくんですけど、これもかなりの急峻なもんですから、かなりの財源が必要だというふうなことも伺っております。

そういうことで、大変厳しいと申しましょうか、なかなかない袖が現状では振れないというような状況に至ることになるんじゃないかというふうな思いもしておりますし、先般のどなたかの質問の折にも申し上げましたが、今、我々が一丁目一番地で整備をしていかなければならないことは、やはり復旧・復興を早く進めていくことと、また、その中で、先ほど質問がございましたが、必要なインフラ、道路を含めたハードのインフラにつきましても、この機会にしっかり整備していくことがまずは必要なことであるというふうに、今は考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「介護予防について数値で見える施策を問う」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「介護予防について数値で見える施策を問う」という件で質問させていただきます。

介護予防で保険料を抑制することが自治体の使命とされています。下記の見解を伺います。

1番目、政府が平成27年度から、随時、市町村に移行方針を示してきた介護予防・日常生活支援総合事業についての実績成果、運用実態について伺います。

2点目、また、平成30年度第7期から、本町は介護保険料が5,975円（前年同期比4.1%）となり、上昇傾向になっています。高齢化率に伴う介護認定率も右肩上がり状態であることから、介護予防の重要性を認識した施策の必要性を感じます。折から政府も介護予防交付金を令和2年度予算で倍増する方針を示し、自治体競争を促すとしております。どう対応されるかを伺います。

3点目、介護予防の指標を数値管理し、住民に周知し、前向きな施策を要望しますが、どうお考えか見解を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「介護予防について数値で見える施策を問う」についてお答えをいたします。

現在、介護予防は、平成27年度の介護保険法の一部改正により、新たに市町村において実施することとなった「介護予防・日常生活支援総合事業」について取り組んでおります。

御質問1点目の、介護予防・日常生活支援総合事業についての実績成果及び運営実態についてでございますが、この事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業として実施をいたしております。

まず、介護予防・生活支援サービス事業は、要支援の認定を受けている方や、要支援者に相当する状態の方を対象に実施をするもので、日常生活の動作等改善に向けた支援が必要である方を対象に通所型短期集中予防サービスを実施をいたしております。

この事業は、保健・医療の専門職による個別計画に基づいた運動指導を短期間で集

中的に行うことで生活機能を改善し、地域での活動や自立に向かってつなげることを目的としたサービスです。参加者は体力測定の種類数値についてもおおむね改善し、80歳代の方は歩行状態が安定し、朝夕のウォーキングを再開できたなどが見られています。

一般介護予防事業は、65歳以上の被保険者全員を対象とした事業でございます。事業の一つである住民の皆様が自主的に継続して行うことで、筋力の向上を目指すことを目的とした「いきいき百歳体操」は、町内11カ所で自主運営により継続的に実施されております。

御質問2点目の、介護予防の重要性を認識した施策の対応につきましては、第7期介護保険事業計画において、高齢者の安心と生きがいづくりの中で、介護予防の重要性を認識した介護予防と生活支援の推進に努め、引き続き、地域の実情の把握を行い、事業への参加を促すなど、介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化に努めてまいります。

御質問3点目の、介護予防の指標を数値管理し、住民に前向きに周知する施策につきましては、介護保険認定率が介護予防・日常生活支援総合事業を開始した平成29年度当初18.6%であったものが、令和2年1月現在、17.7%と0.9ポイントの減少となっている結果につきましては、これまでの介護予防事業の取り組みの成果があらわれていると認識をいたしております。

このような情報を住民の皆様にご報告等で周知させていただき、介護予防の重要性をお伝えをしております。

今後、国等の各種ガイドライン等に基づき、本町の実情に合った介護保険事業計画を策定し、運営、見直しを行い、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進により一層努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いわゆる二つの事業、介護予防生活支援事業や一般介護予防事業についての答弁いただきました。

答弁は、体力測定がおおむね改善したとか、いきいき百歳体操は継続して体力向上を目指しているとかいう答弁が一応ありました。これが漠然とした傾向というか、傾向値であって、やっぱり参加者数だけが増えたとかいうふうなことの情報をいただいた

んですけども、この参加された方が予防に対してどのような形で、予防数値に対して数値を出していただきたいと思うんですが、どのように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 御質問、この事業に参加された方、どのような形で数値をあらわしているかということでございますが、いきいき百歳体操とかにつきましては、済生会の理学療法士さんに定期的に3カ月に1回行っていただいて、体力測定等をしていただいて、参加した当初からどれくらいの体力が戻っていったかというような、個々の数値を出した用紙をお渡しをいたしております。

また、短期集中運動型デイサービスにつきましても、個別の支援計画をそれぞれの方に合った計画を立てまして、目標値も定めております。個々に目標値を定め、それに向かって3カ月間運動をしていただいて、その結果、数値が上昇したとか、ただ数値だけではございません。運動したことによって、精神的にもやはり前向きになられて、家族から元気になったねとかという言葉でまたさらに元気になられたということもございますので、個別に個々にやはりそういったことを管理しながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） なかなか個々のものをまとめて町が管理することというのは難しいと思うんですけども、今のことを全体としてある程度まとめていくような形で、いわゆる日常の活動ですね、そのようなことをやっていただきたいと思います。

それから2点目に、第7期介護保険事業計画における、今後、介護予防と生活支援の推進ということをおっしゃったんですが、ここにおいては、引き続き、実情の今の把握するとしてるわけですけども、予防に関する目標値というのは、例えばここの中に示されているんですか、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 予防に関する目標数値につきましては、第7期の介護保険事業計画においては、細かなものを実はお示しいたしておりません。今回、介護保険の認定率のほうを町長の答弁でも申し上げさせていただいておりますが、介護予防によって、当町の認定率のほう下がっていくといったようなことを今後はお示しさせていくということと、さらに来年度は次期介護保険事業計画を策定をいたします。その中では、またきめ細かにそういった目標数値を示させていただければと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 3点目でございますけども、これはちょっと私の調査ですけども、近隣の熊野町さん、物すごく介護について前向きに対応されていると聞きました。実は高齢化率が本町30弱なんですけど、こちらのほうは33%にかかわらず、介護認定率が13%なんですよね。同時に、6期から7期にかけて保険料は据え置くということを言われてるんですね。これ、立派なことだと思うんですが、この理由として、私が思ったのは、予防に重点が置かれてるというようなことを聞いてるんです。この辺を見習ってはどうかと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 好事例については、やはり坂町の実態に即したもので取り入れていくことは必要と考えております。

認定率等のことについて、今、熊野町さんとの比較ということでこちらのほうに御質問いただきましたけども、熊野町さんのこの介護保険の更新等が時期が来たときに、介護サービスを利用されてない方については、更新のお知らせを送られてないということが一つございます。当町につきましては、全ての方に更新のお知らせをお送りしております。ただ、申請に来られたときには、しっかりとサービスの御利用がなければ更新の必要はないんですということでは御説明を差し上げますが、なかなかやはりしとかないとねということとされるということもありまして、当町の認定率が少し熊野町さんと比べれば高いというところではございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 4点目でございますけども、幾らか介護予防の目標として、ある程度、分けしておかないといけんと思うんですね。例えば一般高齢者の施策と介護認定者の施策が現に二つあると思うんですけども、この辺の切り分けをしながら、例えば先ほど答弁いただきましたいきいき百歳体操というのは一般高齢者の施策ですよ。あと最初に言われたのは、いわゆる介護予防・生活支援事業とかなんかの施策であるんで、二つに切り分けて考えていかないと、予防目標がとれんと思うんですが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

高齢者の方の介護予防につきましては、切り分けて実は考えていくと、要は流れが切れてしまうというところが実はございます。短期集中型の運動デイサービスにつきましては、まずはフレイル対策として、筋力が落ちていくと、やはり運動能力が落ちていく。そうすると、御飯も食べなくなるということから、まずそこが、今、一番重度な方といいますか、介護保険になるかなという方をしております。その上がいきいき百歳体操や元氣いきいき教室という保健事業になります。さらにそこで元氣になった方というのは、保健事業で行っております筋力アップ教室というのがございます。そこにつなげていきたいと考えております。さらにそこで元氣になった方は、100万歩歩いて元氣になろう会、こういった介護予防から保健事業の流れは継続しておりますので、切り分けて考えますと、そこで寸断されてしまいます。さらに、後期高齢者医療のほうからも、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ということで指針が出されております。またこれに向かって本町も取り組んでまいろうと思っておりますので、こういったことで御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問に参ります。

最後に、地域包括ケアシステムの推進ということが最終的にはうたわれるわけですが、政府は、質問しましたように、介護予防交付金を出すということになってます、令和2年度ですね。本町は介護予防の施策をどのように組まれていますか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 町長の答弁にもございましたように、介護保険事業計画の中でこういった介護予防の重要性を認識し、計画を立てております。

議員がおっしゃいました介護予防に関する交付金のことでございますけれども、今現在も保険者機能推進の交付金が交付されております。これは、今年度、交付されておりますのは、平成30年度の事業を実施したことに対して評価指標を受けて交付を受けたものでございます。さらに令和2年度から介護予防に関する交付金がまた上乘せされるということでございますが、この指標につきましては、今はまだ国のほうか

らも正式なものは示されておりません。それが示されましたら、さらにそのものに向
かって取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時15分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時06分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第10号「町長等の損害賠償責任の一部免責
に関する条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
の制定」について御説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法の改正により、私を含め職員や行政委員等が行う職務につ
いて、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において、賠償の限度額を定めて損
害賠償責任の一部を免責することができることとされたことから、本町におきましても、
広島県や他の自治体の状況を踏まえ、制定することといたしたものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） この条例の制定については、改正後の地方自治法第243条
の2第2項において、議会は議決をしようとするときには、あらかじめ監査委員の意
見を聞くことと規定されており、事前に監査委員から意見を聞き、特段の意見がない
ことを回答いただいておりますことを申し添えます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第3 議案第11号「坂町監査委員条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第11号「坂町監査委員条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、坂町監査委員条例の引用条文に条項ずれが生じることから、一部改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第12号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法及び地方公務員法の改正により制度化されました会計年度任用職員の報酬等の給付に関し必要な事項を定めた条例であり、9月議会定例会で条例制定の議決をいただきましたところでございますが、このたび、制度の開始前において内容を精査いたしましたところ、改正を要する箇所がございましたことから、再度、御提案をさせていただくものでございます。

内容といたしましては、会計年度任用職員は原則といたしまして職員と同水準の給料表から報酬単価を算出することとされておりますが、広島県に準じて単価を設定している職や勤務形態が特殊な職については、給料表からの報酬単価の算出が困難であるため、規則または要綱等で定めるところにより報酬単価の設定ができるよう改正するほか、所要の改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第13号「地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第13号「地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、令和元年9月議会において、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議決をしていただきましたが、会計年度任用職員制度の開始に当たり、再度、関係条例を整備する必要が生じたため、改正をいたすものでございます。

関係条例の主な改正等の内容といたしましては、会計年度任用職員の育児休業等に係る規定の整備や、生活指導員の職を廃止することに伴う条例の廃止等、所要の改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと新旧対照表の12分の7いうんですか、12分の7、これは特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、この町有林、池樋管理人等を右のほうで改正案は削除するというのは、これは現にこの人がいないからということですか。どういうふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちらの新旧対照表につきましては、9月の定例会で、もうこのように削除されたもので、今回、ちょっと追加で出させていただいたんで、わかりよいかと思って、あれで、このような形で出させていただいております。

池の樋守につきましては、今は存在しないということで、9月に削除いたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 次のページをちょっとお願いします。

次のページ、続きになつとりますけども、12分の7から次のページ、8ですか、ここの中で左中間辺に樋守がありまして、それが全く改正案にはないということ。基本的には、これは全て今回の会計年度任用職員に移行するからという考え方でいいんですか。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちらに記載してあるものにつきましては、全てが会計年度任用職員に移行したのではなく、また、委託とか報償費のほうへ移行しておるものもございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第6 議案第14号「坂町災害見舞金支給条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第14号「坂町災害見舞金支給条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この条例改正は、見舞金を支給する災害の程度区分について、「大規模半壊」と「床下浸水」を新たに追加し、あわせて支給金額の見直しをいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第15号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第15号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

坂町重度心身障害者医療費受給者について、人工呼吸器等装着者であって、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある者で、日常生活動作が著しく制限されているものにおいては、所得による受給制限を行わないことができるよう規定を定めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第16号「坂町葬祭料条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第16号「坂町葬祭料条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

坂町の火葬場使用状況は、近年、呉市斎場が7割強を占めております。このたび、令和2年4月1日から呉市斎場の施設使用料が改定されるため、呉市斎場の施設利用料に合わせて葬祭料額の見直しを行い、葬祭料条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。



議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第17号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第17号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」御説明を申し上げます。

この条例廃止は、条例制定時から時間が経過し、現状に適合しない条例であること、また、条例の適用対象者が存在しないことから廃止いたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと、これ、古い話の条例だろうと思うんですが、昭和天皇の崩御、30年ちょっと前か。何か残ったんかな。そんな感じであるんだけど、その下にもう一件、これに伴って廃止するというので、ひもつきみたいな、ちょっとわかりにくい条例の廃止になっとるんだけど、この辺も含めて、もうちょっとわかりやすく、2件あるんかなと思うんじゃけど、この文章からしたら、その辺も含めてちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちらの条例につきましては、昭和天皇が崩御されたことによって、職員の恩赦、その時代に懲戒処分を受けていた職員がおった場合、このときに恩赦が適用されたというものでございまして、対象者がもしいる場合は、この恩赦のこの条例がなくなったら、また適用がなくなってしまうので、この条例自体はあってもいいものであります。

このたび、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定ということで、こちらの関連条例として検討した結果、当町にはその昭和の時代に懲戒処分を受けた職員

がないということが判明いたしましたので、こちらのほうの条例を廃止に至りました。

以上です。

この二つにつきましても廃止にしました。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとひもつきで条例廃止したんだろう思うんですが、その意味がちょっとわからん。これ一本をすれば、二つとも廃止いう話で理解でいいんですか。ちょっと聞くのがわかりにくい。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

これ、ひもつきではなく一連のものでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） せっかくだから参考に。こういった条例の場合は、多分、崩御されて何年ぐらい置いとかにゃいけんいうのがあるのかな思ったんですよ。例えば30年ぐらい置いとかにゃいかんとか。そういうので今ごろになったんかの。そうじゃなくて、ただ、たまたま残ったぐらいのこの理解でいいんですか、この条例に関して。

それと、例えば、今、平成から令和で、平成に変わったじゃないですか。平成でもそういった条例はつくらんにゃいかんのだとか、その辺の仕組みをちょっとせっかくだからお聞きします、それと合わせて二つになったかな。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

理論的に何年置いとかなくってはいけないということはございません。他団体においても、昨今、この条例を廃止した例もございました。

それと、平成に係る恩赦につきましては、この平成の時代の昭和天皇の崩御に伴う条例につきましては、4カ月後ぐらいですか、出ておるんですけど、平成に係る部分についてはまだ出てないといえますか、条例の制定は今のところございません。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第18号「令和2年度坂町一般会計予算」、
日程第11 議案第19号「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程
第12 議案第20号「令和2年度坂町下水道事業特別会計予算」、日程第13 議
案第21号「令和2年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第14 議案第22
号「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の5議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第10 議案第18号から日程第14 議案第22号までを一括議題
とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第18号「令和2年度坂町一般会計予算について」御説明
を申し上げます。

平成30年7月豪雨の災害応急対応は一定のめどが立ち、町民生活や経済活動も落
ちつきを取り戻しつつありますが、災害の再発に対する不安や仮設住宅での暮らしの

長期化など、町民には災害のつめ跡が深く残っており、復旧・復興への道はまだ始まったばかりでございます。

本年度は、平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プランを最重点施策と位置づけ、被災者の生活再建支援、インフラの強靱化など、限られた財源を最大限に活用し、一日も早い復旧・復興を図るための予算編成を行い、対前年度比2.7%減の6億2,696万4千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比4%減の5億6,827万4千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の状況等を勘案し、対前年度比6%減の2億9,815万6千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額を勘案し、対前年度比1.4%減の1億2,658万7千円を計上いたしました。

19ページの地方交付税、普通交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比16.2%増の7億9,500万円を計上いたし、特別交付税では、災害派遣職員の受け入れに係る特別交付税措置額等を見込み、5,663万1千円を計上いたしました。

21ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町営住宅及び町有住宅の住宅使用料1億6,126万6千円を計上いたしました。

23ページからの国庫負担金、災害復旧費国庫負担金では、道路橋梁災害復旧事業2億7,308万3千円を計上いたし、25ページの土木費国庫補助金では、社会資本道路整備事業及び都市防災総合推進事業を計上いたしました。

28ページの県負担金、民生費県負担金では、災害救助法に基づく災害応急救助費を計上いたしました。

35ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金2億5,547万4千円を計上いたしました。

41ページの町債は4億3,520万円を計上いたしました。このうち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

42ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

45ページからの総務費、財産管理費では、町民ひろばの維持管理に係る経費等を計上いたし、53ページからの企画費では、第5次長期総合計画策定に係る費用及び坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援事業、空き家改修等支援事業を計上いたしました。

55ページからの総務管理費、町制施行70周年記念事業費では、各種記念事業の開催に要する経費を計上いたしました。

56ページからの総務管理費、災害対策費では、災害派遣職員の受け入れ及び豪雨災害犠牲者追悼式典の開催に要する経費を計上いたしました。

71ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

76ページからの社会福祉費、災害対策費では、地域支え合いセンターの運営経費を計上いたしました。

80ページからの児童福祉費、保育所費では、私立保育園及び認定こども園の運営経費を計上いたしました。

83ページの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

84ページの災害救助費では、災害救助法に基づく被災者支援に要する経費を計上いたしました。

93ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクルに係る経費を計上いたしました。

96ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

100ページの商工費、商工振興費では、ベイサイドビーチ坂物販施設整備に係る経費を計上いたしました。

105ページからの土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業及び都市再生整備計画事業を計上いたしました。

107ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

111ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金を計上いたし、公園費では、都市防災総合推進事業を計上いたしました。

113ページからの住宅費では、町営住宅及び町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたしました。

115ページの排水路費では、町内排水路改良事業を計上いたしました。

116ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたしました。

121ページの消防費、防災事業費では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

122ページからの教育費では、子供たちがみずから志を立て、強い精神力をもって努力し、自立した社会人として活躍できるような人づくりに努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進し、また、部活動等の活性化を支援し、体力・技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

138ページからの社会教育費では、子供から大人まで、町民一人一人がみずからの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できる環境を提供する予算を計上いたしました。

147ページからの保健体育費では、メキシコオリンピックチーム直前合宿の運営に対する補助金等を計上いたしました。

157ページからの災害復旧費では、道路橋梁の災害復旧費を計上いたしました。

158ページの公債費は、償還計画に基づき計上いたしました。

以上で予算の概要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり副町長、教育長、技監、担当部長、教育次長、担当課長からお答えをさせていただきます。

続きまして、議案第19号「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、令和元年度医療給付費の実績並びに国、県からの予算編成等の通知に基づき試算を行い、対前年度比9.2%減の12億6,134万7千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、11ページから13ページにかけての国民健康保険税2億2,199万1千円は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の収入見込み額でございます。

13ページの県支出金、県補助金9億5,153万3千円は、県からの通知及び医療費と保健事業費の見込みに基づき試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金8,649万5千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、総務管理費550万円は、電算共同処理業務などの委託料438万1千円が主なものでございます。

17ページの徴税費115万1千円は、保険税賦課に係る費用と納付書郵送料が主なものでございます。

18ページの保険給付費、療養諸費8億4,135万1千円、19ページの高額療養費9,700万3千円は、令和元年度の医療費実績に基づいて試算し、計上いたしました。

20ページの出産育児諸費420万3千円、葬祭諸費75万円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

21ページの国民健康保険事業費納付金医療給付費分2億346万3千円、後期高齢者支援金等分6,783万円、介護納付金分1,885万3千円は、県からの通知により見込み額を計上いたしました。

23ページの保健事業費481万3千円は、後発医薬品差額通知委託料及び糖尿病予防指導業務の負担金が主なものでございます。

特定健康診査等事業費1,192万2千円は、特定健康診査及び特定健康診査未受診者勧奨業務の委託料が主なものでございます。

24ページの諸支出金、償還金及び還付加算金150万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

25ページの予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第20号「令和2年度坂町下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

令和2年度の予算は、歳入歳出それぞれ対前年度比3.9%増の6億5,298万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書、11ページからの歳入でございますが、分担金及び負担金、

下水道事業受益者負担金49万円、使用料及び手数料、公共下水道使用料2億5,400万円は、試算の上、計上いたしました。

12ページの国庫支出金、災害復旧費国庫負担金1,911万円、事業費国庫補助金1,300万円は、各事業の見込みにより計上いたし、繰入金、一般会計繰入金2億3,904万2千円は、試算の上、計上いたしました。

13ページの諸収入、水洗便所設備資金貸付金元利収入23万1千円は、貸付金の償還金でございます。

町債、事業債1億2,360万円、災害復旧債280万円は、各事業の見込みにより計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

14ページからの総務費、一般管理費、需用費1,001万2千円では、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の光熱水費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおりでございます。

15ページの委託料では、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託費並びに使用料徴収業務費として1,956万2千円を計上いたしました。

負担金補助及び交付金8,874万9千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり各協会への負担金等でございます。

16ページの公課費では、消費税1,964万1千円を計上いたし、事業費、公共下水道整備費では、管渠長寿命化工事費及び汚水管渠工事費3,500万円を計上いたしました。

流域下水道整備費では、太田川流域下水道の建設負担金994万7千円を計上いたし、災害復旧費では、平成30年度発生災害復旧工事費2,200万円を計上いたしました。

17ページの公債費4億1,754万1千円は、起債借り入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第21号「令和2年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、令和元年度保険給付費の実績に基づき試算を行い、対前年度比6.5%増の14億778万4千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、11ページの保険料、介護保険料2億5,125万7千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金2億3,533万4千円、国庫補助金9,528万5千円、支払基金交付金3億6,715万9千円、13ページの県支出金、県負担金1億8,965万8千円及び県補助金1,306万6千円は、保険給付費の見込み額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金2億718万4千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,217万3千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対するサービス給付費12億1,180万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者に対するサービス給付費3,250万円を計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費1,803万円は、利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給するものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス等費4,310万円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

22ページの地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費として4,206万8千円、一般介護予防事業費として997万円をそれぞれ試算し、計上いたしました。

23ページの包括的支援事業・任意事業費3,399万8千円は、地域包括支援センター等委託事業が主なものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第22号「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経

費等を広域連合からの通知に基づき予算計上いたしましたもので、対前年度比0.03%減の1億8,585万5千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、9ページの後期高齢者医療保険料1億4,628万円は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金3,905万2千円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの総務費、徴収費80万2千円は、保険料徴収に係る事務経費等を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金1億8,405万2千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第18号から議案第22号までの5議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除き委員定数を11人とする令和2年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本案は令和2年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和2年度予算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私を除く、1番尾崎議員、2番安竹議員、3番光岡議員、4番主枝議員、5番奥村議員、6番柚木議員、7番出下議員、8番瀧野議員、9番大田議員、10番中議員、11番中川議員の11名を指名し

ます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

令和2年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時04分)

(再開 午後 3時05分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に中川議員、副委員長に光岡議員が選任されました。よろしくお願ひいたします。

お諮りします。

令和2年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月6日午前11時までとすることにしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、審査期限を3月6日午前11時までとすることに決定をいたしました。

お諮りします。

令和2年度予算審査特別委員会の審査の間、本議会は休会としたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本議会は、3月4日、3月5日の2日間は休会とすることに決定をいたしました。

本日は、これをもって散会とします。

再開は、3月6日午後1時を予定しております。

お疲れさまでございました。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後3時06分）